

インクルーシブ社会研究 20
Studies for Inclusive Society 20

子ども虐待を乗り越える…
子どもの育ちを支える
「社会的養育」の構築

—日本とフランスの多様な家族に
おける育ちの比較研究をとおして—

編集担当：中村 正
Editor: NAKAMURA Tadashi

人間科学研究所 臨床社会学プロジェクト

目 次

開会挨拶	2
松田 亮三（立命館大学人間科学研究所所長／産業社会学部教授）	
第1章	
企画趣旨	6
中村 正（立命館大学産業社会学部教授）	
基調講演①	
「日本における里親委託及び養子縁組の現状」	9
高橋恵里子（日本財団 国内開発事業部チームリーダー）	
基調講演②	
「フランスにおける非血縁家族の現状」	30
安發 明子（フランス在住コーディネーター）	
第2章	
パネルディスカッション 非血縁家族を取り巻く状況の日仏比較と今後の展望	48
パネリスト：中村 正、高橋恵里子、安發 明子	
司会：徳永 祥子（立命館大学衣笠総合研究機構客員准教授）	
閉会挨拶	73
中村 正（立命館大学産業社会学部教授）	
附録 ポスターセッション演題・抄録一覧	75

開会挨拶

司会 徳永 祥子（立命館大学衣笠総合研究機構客員准教授）

司会 本日、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。2019年度立命館大学人間科学研究所年次総会を始めさせていただきます。開会にあたりまして人間科学研究所所長の松田亮三よりご挨拶申し上げます。

開会挨拶

松田 亮三（立命館大学人間科学研究所所長 / 産業社会学部教授）

皆さんこんにちは。本日は立命館大学人間科学研究所年次総会の方にご参集いただきありがとうございます。シンポジウムに先立ち簡単にご挨拶させていただきます。

人間科学研究所は人間の身体的・精神的諸機能に関わる諸問題、発達や人格形成に関わる諸問題、社会福祉・教育・応用心理などの臨床的諸実践、並びに対人援助に関わる諸問題、さらには生命・倫理・原理・人権などの人間と社会に関わる諸問題についての総合的研究、という非常に幅広いテーマの研究に取り組んでいる学際的な研究所です。いつもこの説明をすると息が切れてちょっと続かないのですけれども。

現在重点的に取り組んでいる領域としましては、まず法と対人援助に関する研究があります。これには修復的な手法、冤罪救済、司法面接の支援などの研究が含まれます。

次に、母親と子どもの社会的関係性を縦断的に観察していく、いばらきコホート、複線径路等至性アプローチという質的な研究の手法を用いたキャリア形成の検討などを行っていく、対人援助についての学融的研究という領域を設定しています。これ以外にも男性介護者の支援、電子書籍普及と読書アクセシビリティ、インクルーシブな医療のサービスのあり方、自閉症スペクトラム障害の基礎的研究と領域プログラム開発、臨床行動分析、トラウマとレジリエンスの検討、など本当にさまざまな研究課題に取り組んでおります。

なお、研究所の拠点施設は現在京都の衣笠キャンパスにあります。大阪いばらきキャンパスの方でも研究活動を進めており、マルチキャンパスな研究活動を進めております。

さて研究所の紹介では、恒例としてポスターセッションとともに中心となる学術企画を設けております。それが今から行われます子どもの社会的養育に関する公開シンポジウムです。本シンポジウムはあとで登壇される中村正先生がリードされている社会的養育プロジェクト、そして同プロジェクトが実施しているフォスタリング・ソーシャルワーク専門職講座が母体となっております。この講座は里親支援のスペシャリスト養成を目指すもので、日本財団の助成を受けて行っているものです。里親支援といった社会が求める新しい専門性を備える人材を養成していくことは、これからの高等教育機関にとって重要な役割の1つであり、今回の講座には研究所としても大いに期待しております。この取り組みを進める上でご協力いただいている日本財団様に改めて感謝申し上げます。

今回のシンポジウムの課題は、日本社会が直面しているさまざまな主題の中でも最も重要なものの1つである家族に関するものです。社会的養育は長い議論と制度のある分野ですが、近年より多くの人々が関心をもち議論する課題となってきました。その中で複雑な家族関係が日本よりはるかに一般化しているフランスの情報を伺い、日本の取り組みを考える今回のシンポジウムで何が発せられるのか、私としても大いに関心を持っています。

最後になりますが、基調報告をしていただく高橋さん、安發さん、講座を企画・実施していただいている中村先生、徳永先生に改めて御礼申し上げます。そして本日のシンポジウムの議論が参加者の皆さまに有意義なものとなることを願っております。以上で私のご挨拶といたします。ご清聴ありがとうございました。

第1章

中村 正 (立命館大学産業社会学部教授)
高橋恵里子 (日本財団 国内開発事業部チームリーダー)
安發 明子 (フランス在住コーディネーター)

中村 皆さんこんにちは。お越しいただきありがとうございます。当プロジェクトは、所長の方から述べられた背景をもつ、人間科学研究所の一角にあるひとつのプロジェクトです。今年度から日本財団の支援によって各講座が成り立っています。もともと日本財団が力を入れて取り組んでいる多様な社会的養護に関する取り組みのなかにあります。社会的養育について厚生労働省が大きな政策転換をはかってきたことに呼応しています。日本社会が持っていた積年の課題でもあります。

あとで高橋様より詳細なご紹介があります。このプロジェクトでは「社会的養護」という言葉と「社会的養育」という言葉を使い分けています。全体としては「社会的養育」という言葉で、護るだけではないだろうという私たちの思いがあって「社会的養育」という言葉を使っています。

それと何か特別なニーズがある子どもたちに対する社会からの発達保障ということだけではなくて、ユニバーサルには社会的養育へと仕組みを整えていかないと、単に虐待対応とかDV対応、特別ニーズというだけではなくて、社会が責任をもって子どもを育てあげていくというユニバーサルな仕組みをどう作るかということと関わって意識して社会的養育という言葉を使っています。事件としては虐待対応というテーマが社会的養護として浮かび上がってくるので、どう対応しようかというのは大変分かりやすい言い方です。でもそれだけだと狭いとも思っています。つまり、成人規定も変更されましたが、18歳までの青年の自立をきちんと保障するというユニバーサルな社会的養育の仕組みをどう作り上げていくかがカギです。虐待があろうとなかろうと、もともと必要なテーマであったと思うのです。長く取り組みをしてきた日本財団の取り組みに敬意を表するとともに、学術機関としての大学として連携・協力できることがあるとしたら、基本は教育・研究の機能を発揮することです。社会的養育や社会的養護の研究は各大学で盛んだと思います。そこで、現在、社会的養育の任についている方々の職業行動を洗練させるということも大事ではないかと考え、現職者の高度化に資するプログラムを開発しようと計画をしたのです。

通例「社会人講座」と呼んでいますが、それだけではなさそうなテーマもそ

こにあります。社会人に大学教育を開くというだけではなくてです。自問したことは、専門職として実践している社会人に開けるほどに、実践理論としての研究は大学は質が高くないことです。これはやはり大学教育の反省です。専門職の方々と一緒に協働する中で、大学教育も鍛えられると考えたのです。何か社会人に門戸を開くという言い方は、上から目線です。なぜかという「偉そう」だからです。そうではなくて、大学それ自身が一緒に何かをしながら絶えず学術知をリフレッシュしていく、再構成していく取り組みの機会と場を提供することにしたいと考え、省察の実践者、科学的実践者としての職業行動の洗練化に資するような知の生成の場を目指すことを目指しました。

そういう点では、この社会的養育に関わる専門の人たちはたくさんのお仕事があるので、そこに対して一様に講座を作ることで2019年8月からこの講座を動かしました。各地の児童相談所や児童養護施設で里親指導にかかわる社会的養育の任にある社会人が対象です。半年間の講座です。ゼミナールも付けていますので、1回4時間ぐらいやっています。今日もその講師の先生方がお越しです。専門的な知識を知識として教育しながら、事例をベースに研究会のような講座をしています。事例は里親・里子の事例です。社会的養育の事例研究としています。守秘義務の関連で、現在担当されている事例ももちろんありますが、架空の事例もあります。いろいろなケースを持ち寄っていただいて、一緒に勉強しながら半年間かけて講座をしていきます。フォスタリングにかかわるソーシャルワーカーの養成講座という位置づけです。

20人の定員を設定させてもらって、一挙に集まりました。勉強したいなという方々が熱心に来てくれています。ニーズがあるのがよく分かりました。これを数年続けることによって日本のフォスタリングソーシャルワーカー、社会的養育の媒介者となる人たちのリーダーを養成したいなと思っています。当面は五年間です。全部で100人の修了生を目指します。さらにフォローアップの事例検討会も継続するので、社会的養育をささえる実践家集団を形成していく計画です。

大学にノウハウがあるわけではなくて、一緒に協働しながら取り組んでいきたいなという、新しいタイプの講座を設けることができました。そういう形で行っているものの、背景なりその方向性なりを今日は皆さんと共有したいと

思っているところです。

残念ながらその講座の受講生たちは平日ですので、今は児童相談所などでお仕事していますので、もう少し一般的に開放する形で共有します。

併せて参照軸としてヨーロッパの取り組みにも学びたいと思い、今日はわざわざこのためにフランスから講師をお招きしました。あとで詳細にお話ししていただきます。とはいってもこれは日本の常として心しておきたいのですが、「フランスは進んでいる」という比較研究はしたくありません。私たちがどうするかという観点でフランスの経験を学ぶ必要があると考えました。ため息ついて終わりのようなシンポジウムにはしません。それでどうするのだということについてみんなで考えたいなと思っています。シンポジウムではそのことも含めて皆さんとともに考えていきたいなと思っています。

ため息ついて終わりは、もう戦後あるいは日本の近代の100年そんなことばかりだったのです。日本でどうするかということについて日本財団が1つの答えをお持ちです。そのこともありながら私たちと一緒に考えていきます。そんな機会にしたいなと思っています。どうぞ最後までお付き合いいただければと思います。最後は懇親会をします。どうぞ参加してください。長丁場ですが、お付き合いしていただければと思っています。

それではご案内の通りの順番で話をさせていただければと思います。あえて紹介はせずに、ご自分で取り組みの話をしていただければと思いますので、よろしく願います。高橋さんから一応40分ずつぐらい話しをしてもらうことになっていますので、よろしく願います。

高橋 恵里子（日本財団 国内開発事業部チームリーダー）

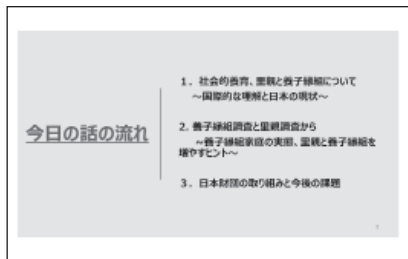
皆さんこんにちは。日本財団の高橋と申します。ちょっと中村先生の期待が大きすぎて、その期待に応えられるお話ができるかどうか自信がないのですが、40分ほどお話をさせていただきたいと思います。

私は日本財団に入りましてもう長いのですが、もともと海外の障害者の仕事をしておりまして、障害の世界でもいろんな方々に出会ってきました。子どもに関係する仕事をやりだしたのは、自分が子育てをしていたのがきっかけでして、その自分の子どもを育てている中で、じゃあ生みの親に育ててもらえない子どもってどうしているんだろうなっていうのが気になりまして、日本財団そのものは里親に対する支援というのは前からしていたのですが、こういったことを是非やりたいということで会社の中でプレゼンして、今の事業の取り組みを始めたということになっております。

まず初めに、このような機会をいただきました立命館大学人間科学研究所の松田先生、中村先生に大変ありがたく思っております。先生がおっしゃった通りフォスタリングソーシャルワーカーという教育講座を今年度からお願いしてやっただいているのですが、いろいろ考える中で例えば介護とか介護福祉士とか精神衛生福祉とか、そういう資格って日本にあるんですけど、子どもに特化した子ども福祉士みたいな仕事っていうのは今日本にないのです。本当はそういった国家資格が日本にあってもいいのではないかなと私は思っているのですが、今回はとりあえずフォスタリングというちょっと狭いですが、里親に関する部分の…でも、いま講座では里親だけではなくすごく広く取り組んでいただいているのですが、これから子どものこととか家庭支援とかそういった部分の、子どもにいろんな資格を持てるようなそういった講座を日本でも作っていただければいいのではないかなと思っております、今やっただいているのはその第一歩になるといいかなと思っております。それでは中身に入らせていただこうと思います。

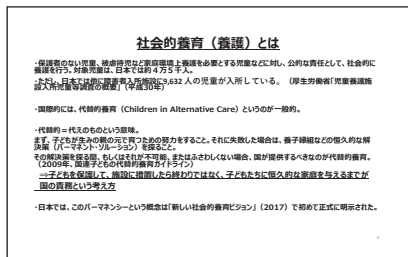
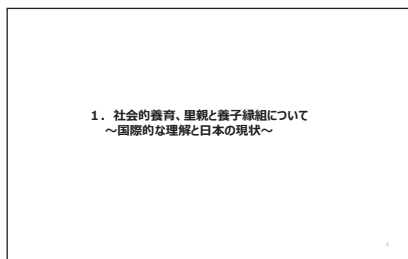
今日の話の流れ

今日の話の流れなのですが、まず社会的養育と里親と養子縁組についてお話をさせていただきます。それから日本財団でありました養子縁組調査と里親調査がありますので、その紹介をして、最後に日本財団の取り組みと今後の課題ということでお話をしていきたいと思っています。



1. 社会的養育、里親と養子縁組について

まず「社会的養育」と「社会的養護」という言葉なのですが、もともと社会的養護という言葉は非常に日本では使っていて、いわゆる生みの親と暮らすことができない分離された子どもたちのことに提供する用語を「社会的養護」と言います。「社会的養育」というのは、新しい社会的養育ビジョンというのが2017年に出まして、そのときから使われている言葉なのですが、分離された子どもだけではなくてもうちょっと広く、例えば母子で暮らしていても支援を必要とするような子どもたち、そういった子どもたちにもやっぱり支援を提供するというような考えから、「社会的養育」という言葉を使うようになっています。



こういった社会的養護を必要とする子どもは、いま日本に約45,000人おられますが、これは世界的に見ると非常に少なく、分離されている子どもは日本では少ないというのが実態です。ただ45,000人の中に日本では他に障害者入

所施設というのがあるのですけれども、ここに約 9,600 人の子どもがいますので、これも世界的に見ると「家にはいない子ども」ということで、やっぱり社会的養育に含まれるべきではないかと私自身は思っています。

国際的にはこれは代替的養育、Children in Alternative Care という言葉を使うのが一般的です。国連ではこういった言葉を使っています。この「代替的」というのはそもそも代えのものという意味で、本来は子どもって生みの親のもとで育つ努力をするべきであると。それに失敗した場合は、養子縁組などの恒久的な解決策を探るのが国家の使命である。その解決策を探る間、もしやそれが不可能な間に提供するべきなのが代替的養育ということで、あくまで代わりの養育というような定義になっています。ですので子どもを保護して施設に措置したら終わりではなくて、子どもに恒久的な家庭を与えるまでが国の責務というのが、本来の国連の考え方です。

日本ではこの「パーマネンシー」という考えはずっとなかったのですけれども、この「新しい社会的養育ビジョン」というのが出たときに、初めて国の方針として明示されています。

国際的な考え方なのですけれども、子どもの権利条約や障害者権利条約、それから国連子どもの代替的養育ガイドラインというのがあるのですけれども、ここで概ね「子どもには家庭で生活する権利がある」というふうにされています。

また EU がその地域政策として、EU でもこれまで障害者とかメンタルヘルスを持っている方々とか、あとは高齢者、子どもが隔離されていた施設というのがあったけれども、基本的にはこういったものは廃止して地域や家庭に根差したサービスに変更していくというようなポリシーを掲げています。

だからといっていわゆる施設が全部だめということではなくて、小規模で家庭的な施設については、家庭を基盤とする養育を補完するものとしてももちろん必要であると。英語では institution という言葉を使うのですけれども、明確

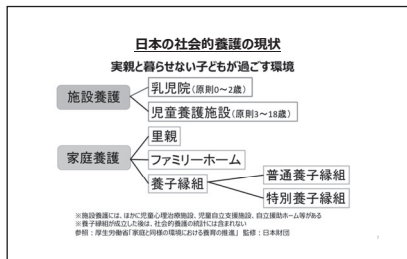
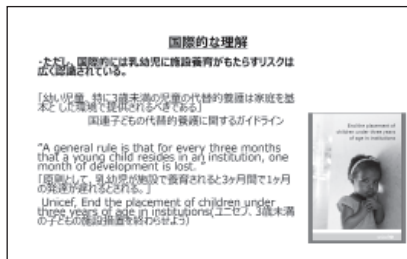
国際的な理解
<ul style="list-style-type: none">・ 子どもの権利条約、障害者権利条約、国連子どもの代替的養育ガイドラインで子どもは家庭で生活する権利があるとされている。・ EU では地域政策として、これまで障害者、精神障害者、高齢者、子どもなどが隔離されていた大規模な施設 (institution) を廃止し、地域や家庭に根差したサービスの提供 (De-Institutionalization) を掲げている。・ ただし、国連子どものガイドラインでは、小規模で家庭的な施設については、家庭を基盤とする養育を優先するとされている。家庭 (institution) 的な養育がないが、社会的保護が大きい、地域から隔離されて、個人のニーズに基づいたケアがまかなえないなどの特性を持つ施設を意味する。De-institutionalization (De-Institutionalization) は大規模施設の小規模化や地域移行 (グループホームや専門的な治療を行う施設等) を含む概念であり、入居施設 (Residential Care) を否定しているわけではない。※ アメリカでは Institution は 12 人以上。・ これは「新しい社会的養育ビジョン」も同じ。小規模目標でも 6-18 歳の学童期は施設養育が断絶とされている。・ 大切なのは国民生活を向上させること。

な定義はないのですが、比較的規模が大きめ、あとは地域から隔離されているとか、子どもとか高齢者の個別のニーズに基づいたケアができない、そういった性質を持つ施設を意味しています。このDIという意味は、ですから施設を全部なくすという意味ではなくて、そういった大規模な施設をグループホームみたいな地域に移行していくものとか、そういったものも含めた概念にして、いわゆる入居施設：Residential Careを全部否定するというものではありません。institutionという定義は国際的にはないんですけども、アメリカでは12人以上のものをinstitutionというふうに定義しています。

「新しい社会的養育ビジョン」というのが厚労省から出ているのですが、これでももちろん施設というものは否定しておらず、6歳から18歳の学童期は、施設養育が今は8割程度なのを5割まで認めましょと、下げましょと言っております。私自身は大切なのはやっぱり選択肢を増やしていくことかなと思っています。

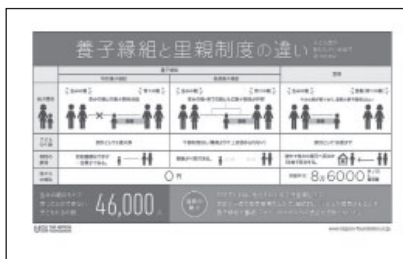
ただ国際的に乳幼児に施設養育がもたらすリスクというのは広く認識されておりまして、国連のガイドラインでも幼い児童、特に3歳未満の養護は家庭を基本とした環境で提供されるべきというふうにされています。ユニセフが出している報告書があるのですが、こちらでも原則として乳幼児が施設で養育されると、3カ月で1カ月間の発達が遅れるとされていて、ユニセフなんかは3歳未満の子どもの施設措置を終わらせるというようなレポート出したりしています。

日本の社会的養護の現状なのですが、まず大きく分けて施設養護と家庭養護と先ほど言っているようなものがあります。ざっくり言うと乳児院という0歳から2歳までの子どもが入っているところと、3歳から18歳までの子どもが入っている



児童養護施設があります。家庭養護については里親、それからファミリーホームというのは日本独自の制度なのですけれども、5人から6人ぐらいの規模の子どもを見ているちょっと家庭が大きくなったものです。それから養子縁組については、これも日本では普通養子縁組と特別養子縁組という2つの制度がございます。

次に養子縁組との里親制度の違いなのですが、日本は割りと里親が養子縁組に近いようなイメージを持っている方が多くて、里親というと子どもを無償で大きくなるまで預かるみたいなイメージを持っている方が、日本財団の調査でも4割ぐらいいることが分かっていますが、制度的には明確に違います。



養子縁組は一言でいうと法律的に親子関係が発生するというのがありまして、それに対して里親は法律的な親子関係は発生しません。養子縁組の中でも特別養子縁組というのは比較的新しい、30年ぐらい前からできた制度なのですけれども、これは保護を必要とする子どものための制度でして、生みの親との法的関係がなくなる養子縁組になります。それに対して普通養子縁組というのは、生みの親と育ての親とともに法的には親子関係が存在すると。けれども親権については育ての親に移動するという形になっています。

あとは、里親は原則として18歳までですけれども、養子縁組は基本的には養子縁組すればずっと親子関係が続くということと、里親については里親手当というのが支給されます。これは86,000円ですけれども今度から90,000円になります。それから2人目の手当が43,000円で、2人目はこれまで半額だったのですが、2人目についても90,000円支給されるということが最近決まりましたので、これも里親の方に力を入れていこうというような姿勢は一応出しております。でも施設の方もより手厚くしてって、より子どものケアを丁寧にできるような手当を付けていくというような方針になっています。

では日本の養子縁組についてお話ししようと思うのですけれども、養子縁組の仲介は都道府県の児童相談所か民間の養子縁組団体が実施しています。児童

相談所の仲介を希望する場合は、養子縁組里親として登録することになっていまして、これはちょっと混乱して紛らわしいのではないかなと私は思っているのですが、養子縁組と里親の登録をきっかり分けている国というもあります。

養子縁組について

- ・ 養子縁組の仲介（あっせん）は児童相談所（児童福祉所）が民間の養子縁組団体が実施している。
- ・ 児童相談所での仲介を希望する場合は、養子縁組里親として登録する。
 養子縁組里親登録数 3,781世帯
 養子が登録されている世帯 299世帯（2019年3月末）
- ・ 里親に子どもを待っている夫婦の方が多い。委託される子どもの年齢は0歳～18歳まで可能。実際に多いのは0～3歳児。
- ・ 養子縁組あっせん法が2017年に施行され、民間養子縁組団体は許可制へ。登録団体は22団体（日本財団調べ）、民間団体の場合は、新生児の委託が多い。
- ・ 厚生労働省の調査で「特別養子縁組を選択して検討すべからぬに行っていない事案」は、298件。隣接となっていない事案としては、「実親の同意要件が205件（68.8%）」で最も多く、302件で年齢要件が46件（15.4%）。（「特別養子縁組に関する調査結果について」JAF）
- ・ 特別養子縁組制度についての民法が2019年に改正され、子の年齢が6歳未満から15歳未満へ。児童相談所が実親を調査して、認可することが可能となった。
- ・ 乳児院にいる3,023人のうち、651人は親との交流がなく、173人は親が不詳。こうした子どもたちを養子縁組や里親委託先につなげていくのが、今後の課題。

養子縁組里親の登録は3,781世帯に対して、養子が委託されている世帯が300世帯ぐらいということで、基本的には子どもを待っている夫婦の方が多いというのが日本の現状でして、里親登録に来る人のほとんどが養子縁組を希望している方が多いというふうに聞いています。

委託される子どもの年齢は、0歳から18歳まで理論的には可能なのですが、実際に多いのは3歳ぐらいまで。養子縁組あっせん法というのが2017年に施行されまして、民間の養子縁組団体はそれまで届け出れば誰でもできるという感じだったのですけれども、このときから許可制になりました。やっぱり金銭的な問題ですとか、あとは養子さんの研修ですとか、そういったいろいろな問題がありまして許可制になったというのが実態です。

登録している団体はいま日本で22団体。民間団体の場合は、ほとんどが新生児の委託が多いです。児童相談所と一緒にやっているいくつかの団体については、児童相談所と同じ扱いなので少し上の年齢の子もいます。

この養子縁組というのが、日本ではパーマネンシーという意味でなかなか児童福祉として使われていなかったというのが、私なんかは問題と思っております、これをもっと児童福祉として位置づけるべきだという運動を日本財団の方ではしばらくやっておりました。厚生労働省さんの方でもこういった制度をもう少し日本で増やしていこうというような取り組みをしてくださいます、調査をしたときに特別養子縁組を選択肢として検討すべきなのに行っていない事案、要は子どもの親がほぼ交流がないのに養子縁組ができていないという事案については、調べたところ2年間で298件。なぜできないかということ、その実親の同意要件が205件。つまり実親が同意しないという要件が一番多かったと。それから年齢が6歳未満までしか特別養子縁組はできなかったの

すけれども、それが46件というような結果が出ておりました。

こういった部分を解決しようという
ことで、特別養子縁組についての
民法が2019年に改正されまして今年
の4月から施行になります。特別養
子縁組になる子どもの年齢が6歳未
満から15歳未満になりまして、児童
相談所所長が家裁に申し立てること

（特別養子縁組による養育開始から6年未満の子どもの世帯の構成に関する調査）（平成25年度調査結果）（公表済みの世帯数から40）

世帯の世帯主	世帯員数
1	世帯主1人
2	世帯主1人、養子1人
3	世帯主1人、養子2人
4	世帯主1人、養子3人
5	世帯主1人、養子4人
6	世帯主1人、養子5人
7	世帯主1人、養子6人
8	世帯主1人、養子7人
9	世帯主1人、養子8人
10	世帯主1人、養子9人
11	世帯主1人、養子10人以上
12	世帯主1人、養子11人以上
13	世帯主1人、養子12人以上
14	世帯主1人、養子13人以上
15	世帯主1人、養子14人以上
16	世帯主1人、養子15人以上
17	世帯主1人、養子16人以上
18	世帯主1人、養子17人以上
19	世帯主1人、養子18人以上
20	世帯主1人、養子19人以上
21	世帯主1人、養子20人以上

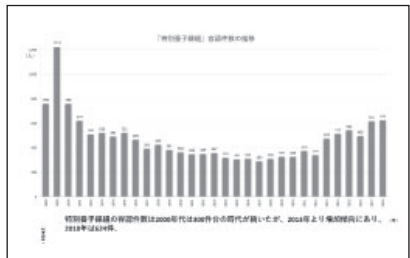
※注：世帯主は、世帯主として生活している世帯主を指す。世帯員数は、世帯主、養子、養親、養子縁組の世帯員を指す。

が可能になったというのは、ちょっと説明すると長いのですが、養子縁組というのは基本的に実親さんが同意しなければまずできない。当たり前です。けど例えば親が子どもを施設に預ければなしで行方不明になったとか、全く会いにこなくて養育する気持ちがない。それにも拘わらず養子縁組に同意しないというようなケースについては、児童相談所の所長さんがこの子はもう養子縁組に行くべきだというふうに家裁に申し立てれば、家裁の許可を得て養子縁組機関に委託できるというような、つまり実親側の親権を制限するような制度ができました。これは今年の4月から施行になります。

厚労省が5年ごとに社会的養護に行く子どもたちの調査をしているのですが、最近その報告があったのですけれども、いま日本は乳児院に3,000人ぐらい子どもがいますが、そのうち650人は親との交流がない。173人は親が死亡。こういった子どもたちを養子縁組や長期里親委託につなげていくのが今後の課題ではないかと、私は思っております。

これは民間の許可を得ているあっせん団体の一覧で、いま厚生労働省のホームページでも見ることができます。

それから特別養子縁組の容認件数の推移なのですけれども、制度ができたときは駆け込みで1,000件以上件数があったのですが、2000年代に入ってからはいきたい年間300件ぐらいで、社会的養護にいる子どもの数から考えると非常に低い割合で推



移してきました。しかし2013年ぐらいから少しずつ増え出しておりまして、2018年が600件で2倍ぐらいにはなってきているというような状況です。

里親制度について非常にざっくりとした説明なのですけれども、これは都道府県が実施しているもので、養子縁組とは違って民間がすることはできません。

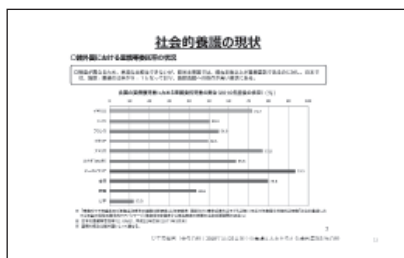
里親制度について

- ・ 都道府県（児童相談所）が実施している。
- ・ 養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親などの種類がある。他にファミリーホーム制度がある。
- ・ 子どもの年齢は原則として0歳から18歳まで。
- ・ 原則半額で、子どもの生活費が支給される。

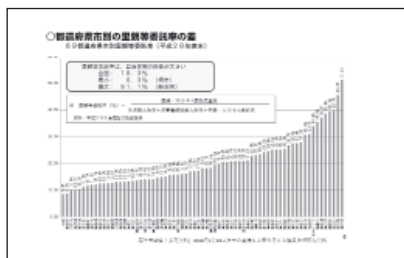
種別	認定における児童の年齢	児童の性別	児童の国籍	児童の国籍	ファミリーホーム制度の対象となる児童の年齢
養育里親	0歳～18歳未満	男・女	日本国籍	外国国籍	0歳～18歳未満
専門里親	0歳～18歳未満	男・女	日本国籍	外国国籍	0歳～18歳未満
養子縁組里親	0歳～18歳未満	男・女	日本国籍	外国国籍	0歳～18歳未満
親族里親	0歳～18歳未満	男・女	日本国籍	外国国籍	0歳～18歳未満

日本は種類については養育里親と専門里親と養子縁組里親と親族里親などがありますが、親族里親はまだ少なめで、養育里親それから養子縁組里親がメインでしょうか。それから先ほど申し上げたファミリーホームという5人から6人の子どもを受け入れる制度があります。子どもの年齢は0歳から18歳までで、里親手当てや子どもの生活費が支給されるというふうな状況です。

社会的養護の現状として国際的な里親委託を比べた表で、これは非常に古い2010年のものなのですが、これしか今のところ公式に出ているものがないのですが、イギリスとか今日お話しいただくフランスだと50パーセントぐらいです。イギリスだと7割ぐらい、アメリカも7割ぐらいということに比べて、日本の里親委託率はこのとき12パーセントで、今は19パーセント、20パーセント弱ぐらいまで一応きています。そういう中でやっぱり国際的にも施設が果たしてきた役割は非常に多く、家庭に委託するという児童福祉がなかなか無かったというような状況になります。

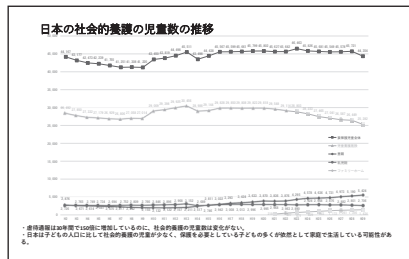


都道府県別の里親委託率の差が非常に大きくて、最大の新潟が51パーセントに対して最小は8.3パーセントと。だから児童相談所の気持ちと



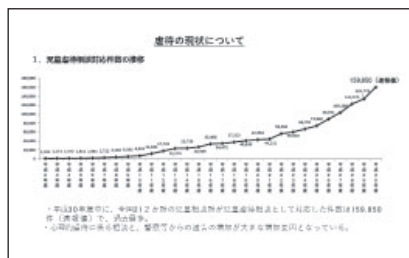
か地域にある施設の数とかによって変わってくるということだと思います。この間イギリスから来た研究者の方が言っていたのが、日本は小学校の教育なんかはどこの地域に行っても都会でも同じなのに、どうしてこんなに委託率が違うのですかと質問されたのですけれども、やっぱり子どもが家庭で育つ権利というものが認識されていないのかなど。教育を受ける権利というのはきちんと認識されているのだと思うのですけれども、そういうようなことを私は思いました。

それから日本の社会的養護の児童数の推移なのですが、一貫してほとんど変わっておらず45,000人ぐらいです。緑のラインが児童養護施設なので、ちょっと上がったったり下がったりという感じで、トータルで見ると里親とファミリーホームが少しずつですが、本当に年間1パーセントずつぐらい増えているというような状況にあります。



海外ですと、虐待の通報が増えだしたころから社会的養護に入ってくる子どもというのは一般的に増えているのですけれども、日本の場合は虐待通報はすごく増えているのに社会的養護の数が変わっていないというのが特徴で、やっぱり本来はおそらく保護されるべき子どもが、まだ家庭にいるという状況があるのかなというふうな印象を持っています。

これは虐待の現状なのですから、30年前は1,000件ぐらいだったものが今は160,000件というような状況になっています。



社会的養育のこれまでの主な経緯なのですが、先ほど申し上げた通り、施設での養育が基本的にずっと多かったです。2011年に里親委託ガイドラインというのが出まして、里親優先の方針というのがここで一応厚労省から示されています。

2016年の改正児童福祉法というのが大きかったのですが、児童福祉法というのはできてからずっと40年ぐらい理念が変わっていませんでした。このときに理念の部分で当時の塩崎さんという厚生労働大臣の方が変えまして、ここに

「子どもの権利」という言葉を入れたのと、子どもの家庭養育の優先というのを理念に書き込んだというのが大きかったです。

あとは養子縁組というのが、それまでは児童相談所の業務としては明確には書いていなかったのですが、それが児童福祉法の中に書かれたということで、児童相談所の業務として位置づけられました。その前に児童相談所がどのぐらい養子縁組の業務をしているかという調査をしたところ、6割ぐらいはやっていたけれども4割はやっていなかったというような調査がありました。

同じ年に先ほど申し上げた養子縁組あっせん法が成立しまして、それから2017年に新しい社会的養育ビジョンというのが発表されます。これは改正児童福祉法の理念を実現に移すための手段として作られたものでして、いろんな部分で、いろんなものが入っているのですが、一番話題になったのが里親委託率と特別養子縁組あたりの数値でして、5年以内に3歳未満の子どもたち、それから7年以内に未就学児の子どもたちの里親委託率75パーセントを目指す。特別養子縁組は5年間で倍増の年間1,000件の成立を目指すということで、目標値が一応出ております。

2019年に特別養子縁組に関わる民法改正が成立して、今年施行です。先ほどのビジョンに基づいて今年の3月に、都道府県が社会的養育推進計画を策定することになっておりまして、それぞれまた数値目標というものを都道府県が出すことになっています。そして4月からこの計画がスタートするということなので、今年はずごく節目の年になるなあと感じています。

この「新しい社会的養育ビジョン」の内容なのですが、非常に幅広いです。里親委託のところはずごく話題になるのですが、大きいのは市区町村が子どもの養育に責任を持ってねというような部分を書きまして、家庭支

社会的養育の経緯	
・	日本では戦後から一貫して施設での養育が中心
・	2011年 里親委託ガイドライン 里親優先の方針が示される。
・	2016年 改正児童福祉法の成立 子どもの家庭養育の優先を原則とする。養子縁組が児童相談所の業務として位置づけられる。
・	養子縁組あっせん法成立
・	2017年 「新しい社会的養育ビジョン」発表 5年以内に3歳未満の、7年以内に未就学児の里親委託率75%を目指す。 特別養子縁組は5年間で倍増の年間1000件の成立を目指す。
・	2019年 特別養子縁組にかかわる民法改正が成立
・	2020年3月までに、都道府県は社会的養育推進計画を策定。

援総合拠点というのを作ってくださ
いと言ったのが、実は非常に大きい
のではないかなと感じております。
それが1番です。それから2番目に、
児童相談所の改革と一時保護所の改
革。児童相談所の専門性の向上と、
いま児童相談所の職員さんって介入

から支援から全てを担当して非常に大変なのですが、そういった部分を
それぞれ専門性を分離して向上させること。そして3つ目が里親支援です。
フォスタリング機関…民間のフォスタリング機関もしくは児童相談所でもいい
のですが、そういったものをきちんと都道府県に作るということと、里親
制度を変えていくこと。それから4つ目が、長期的な家族関係の提供というこ
とで、これが先ほど申し上げたパーマネンシー保障ということで、家庭復帰計
画を立てて子どもたちが家庭に帰れるように遂行すると。家庭復帰を目指す。
これがなかなか日本では今できてないなというふうには私は思っています。それ
が不可能なときには特別養子縁組に移行するというような考え方です。

5つ目が、乳幼児家庭養育の徹底
ということで、先ほど申し上げたよ
うに未就学児は基本的に家庭養育を
目指すというところ。それから6つ
目が施設改革。子どものニーズが施
設にある場合は、もちろん原則とし
て少人数で地域の中で家庭的に暮ら
せる場を提供していくということ。それから自立支援です。社会的養護を経て
きた子どもたちの後が厳しいことはよく知られておりますので、こうした子ども
たちを支えるためにはどうしたらいいか。それから8番目が、専門家の人材
育成と専門性の向上。そして9つ目に都道府県計画の見直しと国による支援と
いう、非常に幅広い内容のビジョンになっています。

今の里親委託率と施設のパーセンテージを出してみた図がこちらで、この下
の部分がビジョンの数値目標を果たしたらどうなるかを示したものです。6歳

新しい社会的養育ビジョンの内容

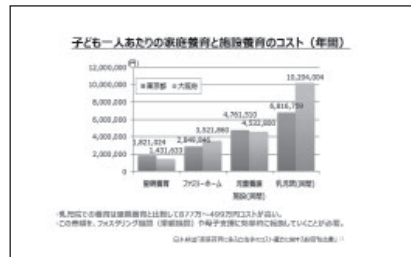
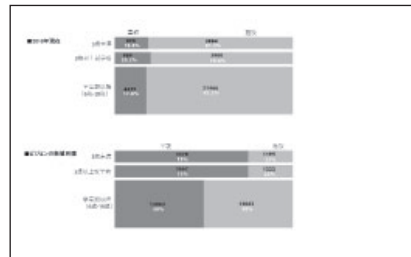
1. 市区町村における、子ども家庭のニーズに応じた支援の確保
- 相談窓口の充実と、教育等の充実の中で実施される子ども家庭支援
- 児童福祉施設・子ども家庭支援拠点、等の施設、児童相談所と協働して支援する方法
2. 児童相談所改革、一時保護所の改革
- 専門性の向上、介入と支援を分化して、それぞれの専門性を向上させるなど
3. 里親支援（フォスタリング機関）や里親制度の改革
- フォスタリング機関を各都道府県に設置
4. 長期的な家族関係の提供（パーマネンシー保障）
- 家庭復帰計画を立てて遂行し、家庭復帰を目指すのが、それが不可能な時は特別養子
縁組に移行

新しい社会的養育ビジョンの内容

5. 乳幼児家庭養育の徹底
- 乳幼児は原則里親、特に3歳未満は5年以内、就学齢子供は7年以内に、里親委託率75%を
達成する目標
6. 施設改革
- 子どもニーズが施設にある場合（家庭で養育に困難、家庭では自己や他者を継続する危険
性がある行動の問題を持つ子ども）、原則として少人数で地域の中で家庭として暮らせる場の提供
7. 自立支援（リビングケア、アフターケア）
8. 人材育成、専門性の向上
9. 都道府県計画の見直し、国による支援

以下は家庭が多く、それ以降は一応半分ぐらいを目指しましょうというような目標に今のところはなっています。

これは日本財団がやった調査で、日本の子ども1人あたりの家庭養育、施設養育のコストを調べたものなのですが、数字が出ているのが東京都と大阪府で、そちらの方の数字を使いました。東京と大阪でたぶん提供の仕方が違うので数字も違ってきてしまっているのですが、里親養育ですとだいたい年間140万円から180万円ぐらい。ファミリーホームですと280万円から350万円ぐらい。児童養護施設が450万円から470万円ぐらい。乳児院になりますと、大阪府ですと1,000万円ぐらい子ども一人あたりに掛かっているような試算になりました。



これを見ますと、家庭養育の方がコストが安いということなのですが、もちろん安ければいいということではなく、もし例えばこれから里親養育に移っていった場合、コストが削減されてよかったのではなくて、里親を支えるためのフォスタリング機関ですとか研修ですとか、そういった制度にここの差額を充てていくことが非常に必要だと思っておりまして、そしてもちろん母子支援をすることで社会的養護、いわゆる分離される子どもを減らしていくということも必要だと思っています。

2. 養子縁組調査と里親調査から

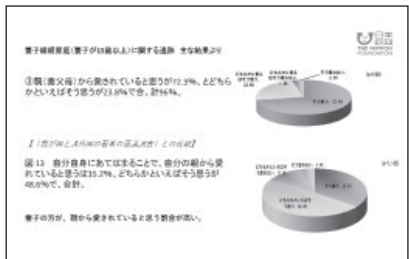
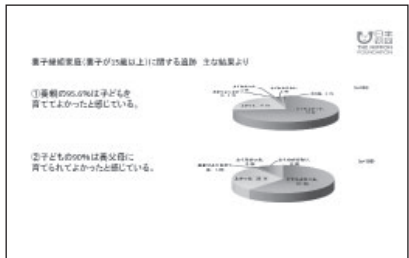
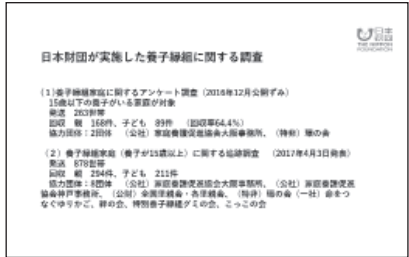
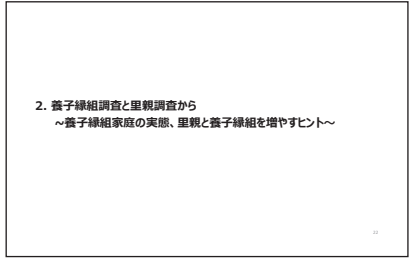
では、日本財団が実施した養子縁組に関する調査をご報告したいと思います。養子縁組家庭ってなかなか一般の家庭になってしまうので、あとを追う調査というものが難しく、これまで民間団体がやったものはあったのですが、いくつかの民間団体ですとかもしくは里親とか児童相談所を経た養子縁組

を横断的に追ったものはなかったの
で、ぜひそういったものをやってみ
たいなということで、思いつく限り
の団体さんに声をかけて、あとは全
国里親会にも声を掛けてこの調査を
2016年にいたしました。

この調査の結果ですけれども、養
親の95パーセントは子どもを育てて
よかったと感じている。それから子
どもの9割は養父母に育てられてよ
かったと感じているという結果にな
りました。それから「親から愛され
ていると思う」という数字も高く、
いわゆる一般の子どもたちに比べて
も、養子縁組みした子どもの方が「親
から愛されていると思う」という割
合が高いという結果が出ました。

それから子どものうち26パーセン
トですから、4分の1ぐらいは養子
であることで嫌な思いをしたことが
あって、そういった意味ではなかな
かこの養子縁組というものが日本の
中で少し特殊なのかなという気がし
ます。

あとは調査に答えてくれた子ども
については、少なくとも92パーセン
トが養子であることを知ってしまし
て、子ども自身の83パーセントは
「真実告知を受けてよかったと思っ
ている」というような数字になりました。
よくないと言った人もいたので、どうしてよくないと思ったのかは、少しこれ

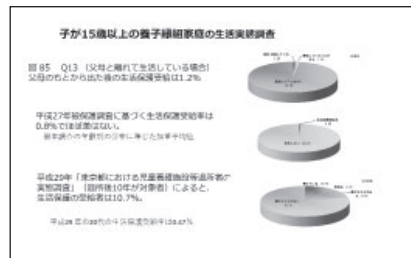
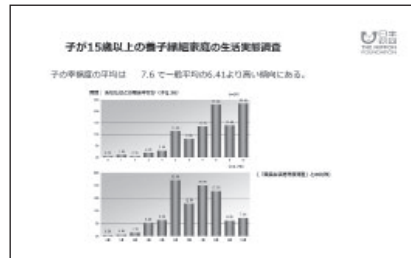
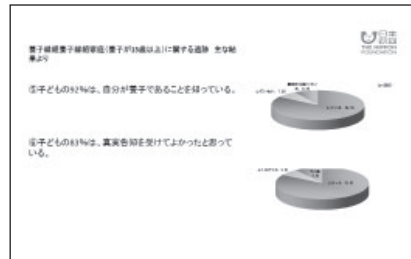
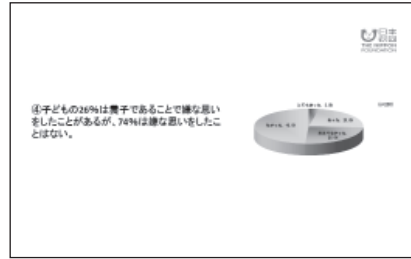


から掘り下げられるといいなと思います。

あとは子どもの幸福度を聞いてみたのですが、10が幸福で0が幸福でないという方ですが、「幸福」というふうに答える割合が、一般の世代と比べると養親の方が高いというような結果になりました。

この調査に答えてくれた養子たちは、15歳以上であれば非常に年齢の高い50代の方もいたのですけれども、そういった方々に生活保護を受給しているかという質問をしたところ、受給しているのは1.2パーセントで、いわゆる今の調査と比較してもほぼ差はないというような状態になりました。

これに対して児童養護施設を退所した方たちの東京都における実態調査を比較しますと、生活保護の受給者は10パーセントになります。施設を出て10年の方が対象なので、だいたい20代の子どもたちがこういことになっているということなのだと思うのですが、一般の20代の生活保護受給率は0.47パーセントですので、比較しますとやっぱり児童養護施設を出た子どもたちが非常に厳しいという状況が分かるかと思います。



ですけれども、全国的には6.3パーセントが「里親になってみたい」「どちらかという里親になってみたい」と回答しました。6.3パーセントというのは少ないと思うかもしれませんが、世帯数で考えますと、だいたい日本で約100万世帯にあたるので、100万世帯が潜在的に里親になる気持ちがあるというふうに推定されます。

問題なのは、その里親制度についてほとんどの人が正確に理解していないという点でして、例えば生活費として養育費が支給されるとか、2カ月の短期間でもできるとか、結婚してなくてもできるなどがございます。「日本では里親を必要としている子どもが30,000人いるということを知っている」と答えた方は非常に少なく、例えば短期間の里親もあるし、経済的な手当もあるんだと言うと、自分でもできるかなということで里親意向が高まる層があるということが分かりました。

これがその現状を知ったことで里親意向がどのくらい高まるかというのを、アンケートで答えて知ってもらった後にもう1回聞いたのですけれども、そうすると里親になってもいいかなと思う層が増える。里親にやっぱりなれないと思う層もいたんですけれども、なってもいいなという層もいまして、統計的には最終的な意向者は12パーセントという推計になりました。ですからやはりその制度を正しく知ってもらうことが重要だと思います。

「里親」意向に関する意識・実態調査

- 2018年1月発表
- 調査意図**
潜在的な里親候補者が日本にいるのか？里親を増やすための効果的なリクルート手法は何か？どのようなターゲット層に働きかければよいのか？
- 調査結果**
 - 全国では6.3%が「里親になってみたい」「どちらかという里親になってみたい」と回答。
 - 30代～60代の大人が2人以上いる世帯は約1,781万世帯。その6%にあたる約100万世帯が潜在的な里親意向者であると推定。

「里親」意向に関する意識・実態調査

里親制度について、ほとんどの人が正確に理解していない。

里親制度について	知っている割合
里親には子どもの生活費として養育費が支給される	1.9%
2ヶ月などの短期間でもできる	2.6%
結婚してなくても、大人が2人以上住んでいればできる	2.7%
日本には里親を必要としている子どもが3万人いる	3.2%

→短期間の里親もある、経済的な手当があるなどの事実を知ると里親意向が高まる層（30代、40代女性）がある。里親制度についての周知が必要。

現状や里親制度について知ることで里親への興味が高まる

調査項目	意向あり	意向なし
現状や里親制度について知る前	6.3%	93.7%
現状や里親制度について知った後	12.1%	87.9%

- 日本には里親を必要とする子どもが3万人いる
- 世界と比べて日本は里親率が高くない
- 経済的に余裕でなくても里親になれる
- などを知ると、意欲になる里親意向者は12.1%（推計）。

その中でも最も里親意向が高まったのが、やっぱり子どもの写真と紹介でした、これは実際の子どもではないんですけども、この子が家庭を必要としているのだと思うことで、やっぱり自分にもできるかなと思う気持ちが高まるということがあります。

ちょっと先進自治体の取り組みを紹介したいなと思ったのですけれども、明石市が去年から児童相談所を設置しまして、中核市としては3つ目です。ここは「明石里親100%プロジェクト」という、未就学児については里親100パーセントを目指すというすごい取り組みを始めてまして、28小学校区に既に18校区里親がいるということで、小学校は全国に20,000ぐらいありますので、こういうふうにやっていったらすごく広がる可能性があるなと思って、このあいだ話を聞いて感心していました。

ここはさらに本屋と提携してブックカバーを作ったりとか、広報誌を作ったりとか、それだけではなく児童相談所の方で里親の登録をする研修を年に6回とか4回とかやっていて、やっぱりそういう地道なことをやっていけば、必ず里親登録は増えていくものだと思います。

3. 日本財団の取り組みと今後の課題

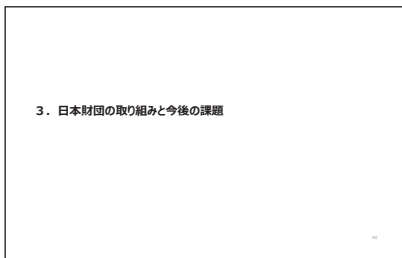
では、日本財団の取り組みと今後の課題をご紹介します。「全



ての子どもにあたたかい家庭を」をモットーに、特別養子縁組や里親養育などの普及推進をしております、それ以外にも妊娠SOSの支援などもあります。政策提言をしたり要望を書いて持っていったりとか、あとは研究をして提言書をまとめたりとかそういったこともしております。あとは4月4日は養子の日としてイベントをしたりとか、フォスタリングマークという里親推進フォスタリングマークを作って、それを使って活動したりそんなことをしています。今年の4月4日には、東京なのですからけれどもまた養子縁組のイベントをいたします。

あとはフォスタリング機関、いわゆる里親をリクルートからアセスメントから研修から支援まで全部一括的にやるという事業です。ビジョンでは2020年度までに都道府県に設置を目指すとしているのですけれども、長野県のうえだみなみ乳児院というところが3年ぐらい前からフォスタリング機関への機能転換を目指してやっています、里親世帯はどんどん増えていると。それ以外にもいま10団体ぐらいモデルとして支援してやっています、日本財団で研修をしたりとかネットワーク会議を実施したりしています。




あとは人材の育成ということで、先ほどからお話している立命館大学での講座、それからフォスタリング・チェンジという里親さん向けの12週連続の研修がありまして、このファシリテーターを100人既に養成したので、この方々がいま全国で里親さんを対象とした講座を開いていらっしゃる。そし



普及啓発

- 「全ての子どもにあたたかい家庭を」をモットーに、特別養子縁組や里親養育などの推進
- 妊娠SOSなども支援
- 政策提言、調査研究、普及啓発、助成事業など

「ハッピーベリカプロジェクト」 「フォスタリングマークプロジェクト」
4月4日は養子の日 フォスターファミリー

2018年度 シンポジウム
「すべての子どもにもあたたかい家がある未来を」
特別養子縁組の未来 養育センター（茨城県）

2020年4月4日（土）にステーションコンファレンス東京6館でイベント開催します


フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）のモデル事業づくり

児童相談所に代わり、里親リクルート、研修、アセスメント、支援を包括的に担う担い手。
 ビジョンでは2020年度までに都道府県に設置を目指す。

先行事例がうえだみなみ乳児院（は乳児院からフォスタリング機関への機能転換を目指している）

すでに里親家庭の帰属16世帯が登録手続中。

日本財団では、これまでに10団体程度をモデルとして支援し、研修やネットワーク会議を実施。



で先ほど申し上げた通り、フォスタリング機関向けの研修なども行っています。

調査研究と政策提言ということで、先ほどまでの里親意向調査ですとか養子縁組調査などさまざまやっております、Happyゆりかごプロジェクトというホームページに載っておりますので、もしご興味があれば見ていただけたらと思います。

それから今やっているのは「里親・ファミリーホームに関する研究会」ということで、5人から6人の子どもたちを受け入れるファミリーホーム制度、そういったものが例えば海外にあるのかとか、里親の種別ですとかそういったところを少し調べて、日本に合ったものを提言していきたいなと思っています。

あとは「子どもの権利を保障する法律と制度に関する研究会」というのもやっております、これは後でディスカッションのときに話せるかと思うのですが、子どもの権利というものを日本でもう少しきちんと法律に書くような取り組みをしたいなと思っています。

今後の課題なのですが、家庭で暮らすことが子どもの権利であるということを広めていく、皆さんに理解してもらうことがまず重要ななと思っています。あとは児童相談所と民間フォスタリング機関の増員です。それから専門性を増やしていくこと。それからやっぱり予算がないとできませんので、民間フォスタリング機関でも補助金という形で出ていますけれども、施設の場合は措置費として子ども1人

人材の育成

●立命館大学でのフォスタリング・ソーシャルワーク養成講座（2019～）年間20人を対象に半年の養成講座を実施し、リーダー養成を目指す。

●フォスタリング・チェンジ研修の実施
イギリスで成果を挙げている里親委託後の研修。2015年～2018年でファシリテーター100人を養成
全国で里親さんを対象とした講座を実施中。

●フォスタリング機関向け研修
助成団体と自治体を対象とした研修を実施。



調査研究と政策提言

●これまで里親意向調査、養子縁組意向調査などを実施。

●現在、「里親・ファミリーホームに関する研究会」「子どもの権利を保障する法律と制度に関する研究会」設立準備中による研究を実施中。2020年度に報告書を作成予定。



今度の課題

1. 家庭で暮らすことが子どもの権利であり、国の方針であるという認識を広める。
2. 児童相談所と民間フォスタリング機関の増員と専門性の強化
3. 民間フォスタリング機関への義務経費の投入
…施設のように、子どもの人数に応じて定額が支払われる仕組みが必要。補助金では地域格差が生じうる。運営が立ち行かない。
4. 特別養子縁組の支援や出自を知る体制の充実。
5. 実親支援の強化。
6. 子どもの権利についてのエビデンスの検証。

あたり必ず決まった金額が来る。だけどフォスタリング機関は補助金で、子どもが何人増えても金額が決まっている上、必ず出るという保証がないということで、この辺の予算のやり方はやっぱりよくないと思っているので変えていく必要があるなと思っています。

それから特別養子縁組とかを増やしていくなら、出自を知る体制などを充実させていく必要がありますし、5番にはさらっと「実親支援の強化」と書いてありますけれども、これはビジョンの中でもあんまり進んでいないというか、ぜんぜん進化が今のところないので、この部分はもうちょっとちゃんとやらなければなと思っています。

それから子どもの育ちについてのエビデンスの検証。日本ってすごくエビデンスがないのです。エビデンスがない中で「あれがいい、これがいい」みたいな話になっているので、そこをきちんとやっぱり検証して行ってほしいなと思います。以上でございます。ありがとうございました。

中村 高橋さんありがとうございました。あとでまた本格的なシンポジウムにしますけれども、何か事実確認的な質問なりありましたら新鮮なうちにございませんでしょうか。どうぞ。

質問者 単純な質問ですみません。今日はありがとうございます。学校法人立命館一貫教育部で小学校と中学校と高校を担当している者です。単純な質問なのですみません、私が知らないだけで。「日本の社会的養護の児童数の推移」というのが最初の方のグラフであったかと思うのですが、これは実数でいってるということなので、少子化なのにこのグラフだということで理解してよろしいですか、というのが1点目の質問です。

2つ目は、子ども1人あたりの家庭養育の施設養育のコストが、乳児院だと高いというお話があったのですが、これは人件費的な問題で高いことになっているのかという、この2点についてお願いします。

高橋 ありがとうございます。1点目は、おっしゃる通り少子化ですが、ニーズは変わっていないです。ですから人数割合でいくと、ちょっと上がって

いるということにはなるとは思います。

それから2点目ですけれども、人件費はもちろんなのですが、施設さんですので建物の維持とか人件費とか諸々のものを含めて、全てを含めて大阪府さんなんかはたぶん割り出した数字だと思います。そうなるとう施設の方が掛かるというふうに理解しております。

中村 もうお一方です。昨日到着されました。フランスから安發さんです。簡単な紹介はここに書いてありますが、パリを拠点にフランス一円でこの社会的養育のリサーチをされています。国の事情も社会制度も違うので、単純には比較できないかもしれません。その背景のお話をさせていただけると思います。『親なき子』という書物を書かれていまして、このときは「島津あき」という名前です。内容は北海道の家庭学校のルポです。2000年代に書かれた本なのです。日本の福祉は進んでいるのかどうなのかという問い掛けをされて、そしてスイスに行ったというところで書物は終わっているのです。そのスイスに行かれたあとさらにフランスに行かれたようで、その遍歴も含め、そしてそうした知見から日本を照射するとどういふふうに見えるかということも含めて、トータルに社会的養育について国際比較と日本への問題提起として話をさせていただければと思います。どうかよろしく申し上げます。

安發 明子（フランス在住コーディネーター）

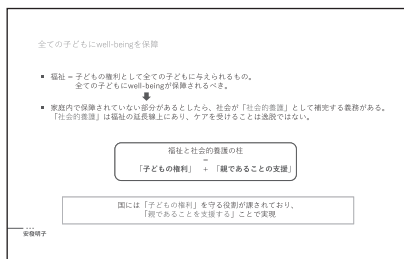
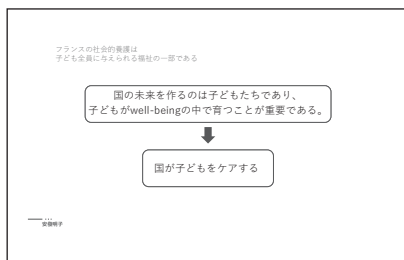
安發 安發明子と申します。全く無名ですので最初に少し自己紹介をさせていただきます。日本で2000年代の学生時代に児童自立支援施設でボランティア活動をし、福祉を必要な人を社会がどのように支えるか、子どもたちにチャンスが与えられる仕組みを知りたいという気持ちから日本とスイスの児童福祉に関する施設をたくさん訪問しました。

当時日本では、研究分野で出ているものを現場の人は読む余裕がなく良い人材を雇う予算もない、国はまだ社会的養護にあまり関心がなく、国・研究・現場が連携して取組んでいるとは言い難い状況でした。日本の同年代の若い人に施設で育つ子どもたちのことを知ってもらいたい、若い人たちが関心を持てば将来は改善されていくのではないかという気持ちから書いたのが『親なき子』というルポルタージュ本です。社会制度が違えば子どもの未来が違うということを日本とスイスの施設にいる子どものライフヒストリーを元に書きました。

フランスに移住してからはパリ市とパリの北に位置し一番移民の多いサン・ドニ県にて主に児童養護施設で調査しています。フランスでは県が福祉の実施主体ですので、県による違いが大きく、私の調査結果はフランス全体を表すものではないということをご理解ください。

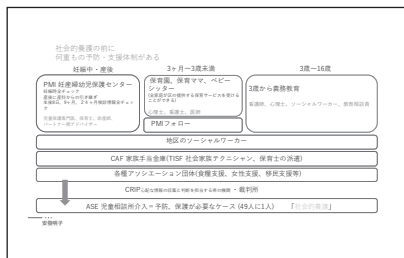
私が理解したフランスの福祉と教育についての考え方はこうです。国の未来を作るのは子どもたちであり、子どもが well-being の中で育つことが重要であるということです。

まず、全ての子どもに well-being



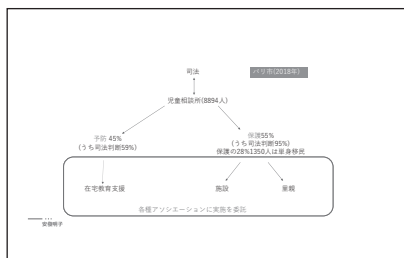
が保障されるべきで、福祉は、子どもの権利として全ての子どもに与えられるもの。そして、社会的養護は、家庭内で保障されていない部分があるとしたらそれを補完するためにあるということです。つまり、社会的養護は福祉の延長線上にあり、ケアを受けることは逸脱ではないということです。

児童相談所は全ての子どもを含む予防のセーフティネットの中に位置付けられ、これらの機関でケアした上で、これらの機関や市民や家族から子どもが「心配である」とリスク情報統括部署に連絡があって調査され、場合によっては裁判がおこなわれ、はじめて児童相談所が子どものケアをします。



日本では社会的養護は虐待のイメージが強いのですが、フランスは虐待という言葉は使われておらず「心配なケース」と言います。つまり、実際に身体的虐待などが起きる前に気がかりなことがあったら対応するという姿勢であるということです。

児童相談所では「予防」と「保護」二種類に分類しており、予防は在宅教育支援、保護は施設や里親措置です。つまり親元から離すのは危険がある場合のみです。



社会的養護だけでも、フランスでは教育の次にお金がかけており、日本はフランスの1.4倍未成年がいるのに、フランスは日本の十倍費用をかけていることになります。

フランスは1997年、児童入国も1998年
平均は7万円、必要な子どもに1割に増加が予想される。

	日本	フランス
18歳以下人口 (2017)	2227万5800人	1842万7600人
社会的養育費(児童手当)	134億7000万円	1.6兆323億9000万円
1%未満の児童手当	127億9000万円	
児童入国費	42万9000人	34万人
児童相談所費	5万7222人	11万7022人
人口1万人当たりの児童手当	1.094人	8.0人

※1997年10月1日現在
※1998年10月1日現在
※1997年10月1日現在
※1998年10月1日現在
※1997年10月1日現在
※1998年10月1日現在

児童相談所がフォローしている子どももフランスの方が日本の10倍。日本の数字には非行や精神疾患がある子どもも含まれているのですが、

フランスでは別の計算になっているので、実際は日本の10倍以上の割合の子どもをフランスではフォローしていることとなります。児童相談所や社会的養護という名称もフランス語では「子どものための social aid」であり、広いサポートをイメージする名称です。

フランスは20人クラスだと2クラスに一人くらいが児童相談所のフォローを受けていて、人数は多いのですが、必要な時に集中的に実施することを重視しているので、比較的短期間です。施設についても、一年に入所する子どもの2/3は一年以内の短期入所です。施設が5人くらいの単位だったり、職員の配置基準が子ども二人に職員一人だったり、なぜここまで手厚いケアを実現できているのか？質問しても返ってくる答えは『『子どもの権利条約』というものができて求められることが具体化したから』『人権に対する意識が変わり以前の方法は受け入れられなくなったから』『何が効果的かという研究が次々と発表されているから』などというもので、日本も25年前に批准したにも関わらず状況は大きく違うため、他の理由を探す必要がありました。

「なぜフランスの児童福祉は社会的関心を集め、発達したのか？」について、構造の違いから見ていきたいと思います。

社会的養護の歴史としては、それまで孤児の救済は教会の使命だったのが、1901年に政教分離原則にもとづき福祉団体をアソシエーションとして県に登録し県から福祉を委託されるという構図になりました。

社会的養護について国は大まかな指針をたて、実施主体は県、しかし県は児童相談所を運営しているものの、実際子どもと親のケアをおこなう在宅教育支援組織、施設や里親は民間団体であるアソシエーションに委託しています。つまりアソシエーションが競い合って活動をPRし、県の公募に参加してサービスの承認を受け、子どもを受け入れるのです。その中で斬新な取り組みも生まれますし、独自の取り組みのアカデミックな裏付けが得られるように研究者と協力関係を築くことにも積極的で、脳科学、行動療法などさまざまな分野の研究を貪欲に取り入れ、各種専門家を招いて子どもをみてもらい、競争力をつけようとしています。コングロマリットアソシエーションも生まれているくらい、企業のような競争原理が働いており、ロビー活動で政治も動かしています。例えばアソシエーションの代表といると、県の担当と昼食会でこんなニ-

ズがある、他さきがけての県にこんな事業を始めたらいいだろうという話が出たので新しいセクションを作って提案することにしたというような話をよくしています。

基本的な委託料は県から支払われているのですが、活動費、つまり子どもが職員と週末に出かけたり旅行したり習い事をする費用はアソシエーションへの寄付でまかなわれているので、その広告を見る機会は多く、市民の日々の生活の中に福祉を知る機会、参加する機会があります。

国の方針にも当事者参加が重要であることは明記されており、県議会の話し合いや、県の担当者会議、各アソシエーションの会議には児童相談所出身者がアドバイザーとして参加しています。

そこに現場では移民の影響も大きくあります。フランスは帝国主義時代から現在に至るまで海外領があり、現在も戦争をしています。その影響で今も移民を集め続けています。

人の移動について福祉には長い経験があり、そのもたらす影響について知る機会も幾度もありました。例えば国は1981年まで、海外領であるRéunion島の施設の子どもたちを後継者の少ない農村、家庭内手工業の継承、高齢化対策としてフランス本土に合計1600人移動させ、その多くが精神疾患を発症したという研究結果が発表されています。

毎年流入する移民の半数は単身で渡仏した未成年です。未成年で家族がいないと即日保護され翌日から教育が受けられます。移民と言っても、実際福祉施設で出会う子どもの多くが紛争地出身ではありません。コンゴ、コートジボワール、ギニアなどフランスの旧植民地から来ています。自国での将来像が描けず自分で来ることもありますし、家族がお金を出し合って一族で一番優秀な子どもをフランスに送り、その子が成功して家族を呼び寄せてくれることを期待しているケースもあります。

そして現場のワーカーたちは、移民一世が成功しないと、二世、三世は大きなプレッシャーとしわ寄せの中育つことを見てきています。移民については100年の歴史があり、その結果を目の当たりにしているので、未来の投資としての教育やケアの必要性については共通認識があると言っていいと思います。

そこに児童相談所のケアを受けて育った若者たちによるMeToo運動、メ

ディアの告発など大臣が翌日にも対応を迫らせる場面が度々あり政治にも影響があります。

福祉関係者は言います。「子どもを守れば守るほど、将来、行動障害や精神的な医療が必要、住居や社会保障のお金が必要な大人を減らすことができる。教育を受けられケアされた子どもは、ケアを受けられなかったときよりよい社会の未来を作ることができるということを常に世の中に伝えています」。そのために、メディアに積極的に出る、活動の内容を詳細に公開しているなど広報活動をしています。特に、調べ物をしていると政府や県の情報が最初に出てくるようにされていることが正しい理解を進めるのに役立っています。

これらが「国として子どもをケアすること」についての市民の理解を得ているということにつながっています。

福祉と社会的養護の柱 = 「子どもの権利」 + 「親であることの支援」と先ほど申し上げましたが、それぞれについて細かく見ていきたいと思います。

① 「子どもの権利」

日本は子どもの権利条約について国連から「権利を有する人間として子どもを尊重しない伝統的見解のために子どもの意見の重みが深刻に制限されている」こと、親に「民法上の親権概念によって包括的支配をおこなう権利が与えられていることへの懸念」が指摘されており、社会内での子どもの立場自体を考え直すことが求められています。国際的圧力の中で2016年に児童福祉法が改正され、法律上は「子どもが権利の主体」であることが明確にされましたが、それでもなお、子どもが助けを求めても父親が反対したために必要な期間保護されなかったため死亡したという事件が去年も起きています。

フランスとの一番の違いは、フランスでは「子どもの意思を尊重」していることです。その実現のために、専門家が全ての子どもに関わり子どもの福祉守り、必要であれば司法を利用しています。

<p>1. 「子どもの権利」</p> <p>● 子どもが権利の主体である → 予防的視点</p> <ul style="list-style-type: none">● 専門家の配置（3ヶ月の保育期から施設まで全ての学校に児童福祉士の専門家が在る、地域ソーシャルワーカー、警察には未成年保護官）● リスクや保護の判断をするのは児童福祉士や家庭に設置されている子どもの福祉は権利侵害等）● 社会全体で子どもの守る仕組み（心配な情報の取壊と判断をする際の専門機関がある）● ほたての定章「子どもの保護、安全、権利侵害の発生やリスクにさらされている」、子どもの教育的、身体的、情緒的、知的、社会的発達状況が危険やリスクにさらされている場合」と通報義務。 <p>2. 「親であることの支援」(parentalité)</p> <ul style="list-style-type: none">● 児童期-児童期になったときに良い関係を子どもと築けるようなケア、暴力、絶縁力継続のケア● 児童期-児童期から家庭に出入りし、児童期からparentaliteの誕生を支える● 育児=幼少期から社会で子育てをする仕組み

児童福祉の分野で考え方の大きな基軸になっているのは1900年代の精神分析家 Françoise Dolto のものです。子どもには真実を話すこと。子どもは直感として真実を知っている。子どもは大人と全く平等な存在であるということです。

子どもは皆「愛され、ケアされ、心穏やかに暮らし、必要な情報を与えられる権利がある」という考えかたなので、親が一部与えられないのであれば福祉サービスが与えられるよう支援し、親が一時的に与えられない状況であれば、それを与えてくれるところに預けるというのが福祉と社会的養護の考え方です。

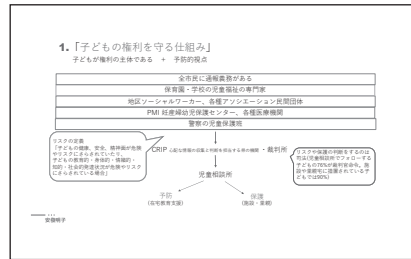
そのために、日本にはない子どもを守る制度もあります。例えば匿名出産です。もともと出産は無料なのですが、親が子どもを育てられない場合、事前の手続きなく匿名で病院で出産でき、その子どもは乳児院で専門家たちに最初のケアと見極めをしてもらい、2ヶ月の猶予期間を経て一番適した養親が選ばれ託されます。子どもにとって歓迎され愛情が与えられ、養育環境が整った中で育つことができるのでチャンスです。

バルマンというフランスの有名なファッションブランドがあるのですが、そのデザイナーが匿名出産で生まれた子どもだということは『Wonder Boy』という映画にもなっています。「誰も成功することなど想像しなかった子ども」という意味で本人がつけたタイトルだそうです。毎年フランスで600人の赤ちゃんが匿名出産で生まれ新しい家族を見つけています。

親に関する情報がなく育った子は、親の情報がある子どもより思春期を乗り越えるのが難しいという批判があり、バルマンの彼も、似てる人を見かける度にあれが自分の父なんじゃないかと考えると言っています。知る権利を守るために匿名出産の子どもの出自に関する情報を統括している国の機関が2006年に設置されており、子どもが将来望んだときその機関が親にコンタクトを取り子どもに情報を提供していいかやりとりを仲介できるようになっています。

妊娠から生後3ヶ月までは妊産婦幼児保護センター、その後は保育、その後は学校が、子どもの福祉が保障されているか確認するとともに、子どもから相談があったらすぐに対応できるようになっています。また、専門家としてリスクを感知したら情報を上げる義務があります。学校からのリスク情報が一番多

いそうで、4歳の子が授業中に眠くなる、落ち着きがない、友だちをたたくことがある、家族が必要な持ち物を持たせない、服が汚れたままである、家族が家を留守にして子どもだけで夜を過ごしたことがあった、といった内容だそうです。



それを受け取る専門の部署が各県に設置されている CRIP（心配な情報の収集と判断を担当する県の機関）です。各教育機関、医療、福祉、警察、市民、全ての情報を統括し、即裁判官に情報共有して数時間以内に保護したり、調査をした上で裁判官につなぐか直接児童相談所に支援開始の連絡をします。

全ての人に、子どもがリスク状態にあることを知った場合には通報することを義務付けているという点があります。義務を怠った場合には刑事訴追される（懲役3年と550万円の罰金）可能性もあり、実際、重大な事件があり、叫び声を聞いていたにも関わらず通報しなかった近隣の住民が刑を受けることもあります。日本の4倍、この電話番号は使われています。日本は「虐待対応ダイヤル」という名称なので虐待に制限されがちで、フランスがリスクともっと広くくりなのも違いです。フランスの法律で定義されているリスク状態とは「子どもの健康、安全、精神面が危険やリスクにさらされていたり、子どもの教育的・身体的・情緒的・知的・社会的発達が危険やリスクにさらされている場合」とされています。

リスク情報を扱う職員は、「連絡する必要があるかないか判断し悩むのではなく、全員に通告義務があるので、必ず連絡しなければならない。リスクについてはリスク専門の人が判断し専門の人が対処する。CRIPに連絡をしたら確実にチェックしてくれるということが重要」と言っています。

CRIPは児童相談所、PMI、児童養護施設、母子施設などで働いた経験のある児童福祉の各分野の専門家が集まっていてリスク情報の判断をしています。

リスクに関する認識のすり合わせができるように、「子どもと家族を守り予防する会議」Commission de prevention et de protection d'enfance et des familles という各区の会議が毎月開かれていて、地区担当児童相談所職員、区

内の学校の校長と児童福祉専門職、PMI や医療機関や小児精神医療専門機関 CMP、アソシエーション、皆参加しています。そこではそれぞれ、こういうケースがあったという情報を出し合うことで何がリスクでどうサポートするか話し合われます。

児童相談所でフォローしている子どもの76%は裁判官命令、施設や里親宅に措置されている子どもでは90%なのですが、子ども専門の裁判所があり、子どもの福祉専門の裁判官が担当します。

親の合意のもと施設や里親措置されている子どもは10%しかいないということです。子どもの権利という点で司法が関わることには大きなメリットがあり、一つは子どもが希望や意見を言う場所が確保されていて、子どもの希望を叶え子どもを守る判断をくだすことができること。もう一つは、半年か一年に一度の裁判なので、支援のゴールと節目がはっきりしており、状況が改善したら自宅に戻るなどの目標が明らかになることです。そして、親が非協力的であるケースを取り逃がさず予防・保護を実現できます。

警察はどこの署も未成年保護班 brigade de protection des mineurs という専門の部隊があるので、近隣の人の通報や、学校で子どもが「親に叩かれた」と言ったら未成年保護班が出動、CRIP 裁判所経由で児童相談所の施設に保護、それと同時に調査し裁判資料を用意します。つまり未成年が被害届を出したり訴えなくても検察に資料が出ます。兄弟間の暴力でも、加害者は罰せられません。

専門家が子どもの well-being が保障されているか目を配り、必要であれば司法の判断を仰ぎ、警察も子どもの安全を最優先した専門の部隊がいる。親が育てられなくても子どもが愛されて育つことのできる仕組みがある。これらが子どもの権利を守る土台になっています。

予防的視点

次に子どもの権利を守るため予防的視点で取組んでいることについて紹介します。

予防は児童相談所よりずっと大きな仕組みとして取り組んでいて、何重にも児童福祉の予防・サポート体制がある中で、一番のエキスパート集団として児

童相談所があるという構図です。なので、とても多くの子どもたちが日常的に他の身近な児童福祉の専門家のフォローを受けています。

まず、全ての3歳未満の子どもをフォローしているPMI（妊産婦幼児保護センター）という各区に1箇所以上ある機関が、妊娠がわかったときから24ヶ月まで全件チェックをおこなっています。

センターではその情報をもとにリスクの可能性のあるケースを選び、妊娠から助産師が家庭訪問します。

退院時に産科の判断で支援が入るケースも多いです。私も出産時に外国人で家族も近くにいないことから、家事ヘルパーを入れた方がいいか、しばらく保育士に来てほしいかなど病院で退院時に聞かれました。退院後48時間以内に全員に助産師が自宅訪問に来て、その後必要なだけ訪問があります。また、退院すると一週間、二週間、1ヶ月と決められたタイミングに赤ちゃんの体重を量りに妊産婦幼児保護センターに行かなければならないのですが、その待合室には心理士や保育士や助産師、児童保護専門医がいて、体重を量ることを口実に母子の関係がうまくいっているか、子どもの様子も見ています。

3ヶ月から保育園、保育ママ、ベビーシッターという選択肢の中から合ったものを収入の1割の額で受けることができます。そもそも結婚をしないことの方が多くもあり働く女性が圧倒的に多く、親が仕事ができないことはリスクとされているので、仕事ができるような体制になっています。保育園には看護師、心理士、医師がいるので常に専門職と接する機会が与えられており、親の判断でリスクが放置されない仕組みになっています。

3歳から義務教育なので、3歳になったら必ず教育関係者、児童福祉の専門家の目の届くところに子どもがいるということになります。

状況が改善されなければより専門的なケアが得られる機関が紹介され、それでも状況が改善しなければ児童相談所につながるようになっていきます。一人の子どもにリスクが感じられた場合は、一人だけケアすることなくその世帯にい

<p>1. 「子どもの権利」</p> <ul style="list-style-type: none">子どもが権利の主体である → 予防的視点専門家の配置（3ヶ月の産後期から産後まで全ての学校に児童福祉の専門家がいて、地域ソーシャルワーカー、警察には児童相談官）リスクや保護の判断をするのは司法施設や警察官に預置されている子どもの割合は裁判官命令社会全体で子どもの守る仕組み（心配な情報の収集と判断をする県の専門機関がある）リスクの定義「子どもの健康、安全、精神性が危険やリスクにさらされているか、子どもの教育に身体的・情緒的・知的・社会的発達状況が危険やリスクにさらされている場合」と定義される。 <p>2. 「親であることの支援」(parentalite)</p> <ul style="list-style-type: none">産後期→産後期になったときに良い関係を子どもと築けるよう心のケア、暴力・暴力経験のケア産後期→専門家の家庭に入入りし妊娠中からparentaliteの発生を支える産後→産後期から社会で子育てをする仕組み
--

る子ども全員と親を対象として、まずは予防として家族まるごとケアをおこないます。子ども全員が福祉を受けている延長線上に、社会的養護があるので

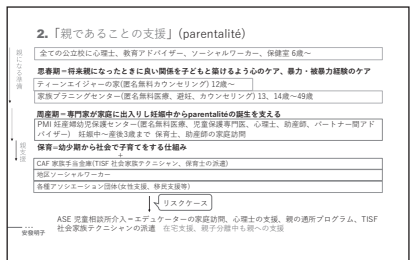
す。
 施設・里親支援が必要になるまで状況が悪化してしまうと、子ども一人当たり1日3-7万円もかかってしまい、かつ子どもが不適切な状況の中で過ごす期間が長ければ長いほどリカバリーに時間がかかり引いては国にお金がかかることになってしまうというのが予防にお金をかける理由だと県の担当者は言います。

② 「親であることの支援」 (parentalité)

福祉業界では子どもを育てる、子どもを教育することはとても難しいことなので、性教育と同じように学校で「親になること」について教えるべきだという意見もあります。

「親が何でも一人ではできなければならない」「親は自分の子どもは自分で対応すべきだ」という考えではなく、親は子どもをサポートするキーパーソンなので親の支援をおこなうことで子どもを守るという考え方をします。

家族のスタイルはフランスではさまざまなので、育児は家族内で賄うべきものであるという考えではなく、積極的にサポートする体制があります。私のような移民も多くいますし、結婚していないカップルのもとに生まれる子どもが日本は2%であるの



に対しフランスでは60%です。アフリカや海外領の子をフランスにいる親族が良い教育を受けさせるため預かっているということもよくありますし、海外領の中にはそれぞれ違う父親の子が大勢いることを価値としていて父親の育児協力を前提としていない文化の人もあります。生活保護も個が単位なので、家族としての単位ではなく、福祉を必要としている個人には福祉を提供するという体制があります。母親が病気のときに家庭にヘルパーがくるなど臨機応変に無料のサービスがあります。一貫しているメッセージは、「自分でなんとかしな

さい」ではなく、「必要なときは助けを求めても良い」ということです。

妊産婦幼児保護センターの助産師は「親になることは誰でも最初は難しく、完璧な家族などいないので親になることを支える。社会的サービスがあり専門家がいてを知ってもらい、子どもの幸せのために使ってもらうことを目指している」と言っています。

親になることの支援については、思春期から、将来親になったときに良い関係を子どもと築けることまで意識した心のケアがされています。

虐待の背景に、虐待をした母親の幼少期の断絶経験、心理的に孤立して感じている傾向（Tursz）があることが研究でわかっており、なるべく幼少期からケアをすることが将来親になったときに重要であると考えられています。産科、保育園、学校にも心理士がいて心理面の観察とケアをしています。実際小さいうちはより専門的なケアを心理士が勧めても、親によっては学校の心理士の範囲を超えたケアはおこなわない可能性があります。それが、12歳以上になると、親の同意不要で、無料・匿名でカウンセリングを受けることのできるセンターを利用することができます。それに加え、避妊がケアのチャンスとして利用されています。学校の保健室、そして各区にある「家族プランニングセンター」で未成年も無料・匿名で避妊具の支給を受けることができます。将来親となる未成年のリスクを感知しケアをするのが目的とされています。そのセンターには心理士、婦人科医、パートナー間アドバイザーなどの専門職がいて、診察の際に自動的に問診で以下の項目を全て一つ一つ質問します。

性生活、パートナー間のDV、暴力被害、過去に暴力を目にした経験、心理的暴力の経験、性暴力、望まないセックス、売春、麻薬、知らない人との性交や複数での性交など危険を冒す傾向、精神疾患などについて聞きます。「暴力を受けたことがありますか？」と聞いたら答えるものなので、リスクを感じたら決して取り逃がすことはしないと伝えます。そういった経験について話せる場所がある、ということや若い人たちが認識することが大切であるとされています。ケアを受けてパートナーと対等な関係を築ける、コミュニケーションがとれる、自分の体を自分のものとして扱えることが親になるにあたって重要であるとこの職員は言います。

社会的養護の中で「親であることの支援」

フランスでは、児童相談所は子どもと親両方に働きかけをおこないます。子どもが入所していても同じです。子どもへの対応とは別に親支援担当の部署を別に持っているところもあります。なので、施設措置などは短期で、状況が整い次第週末やバカンスは自宅で過ごし、親の準備ができ次第在宅教育支援に移行するようにしています。親子分離でも期間は短く、実親とも積極的なやりとりがあるのが特徴です。

多くの親にとっては「親であること」の役割が十分全うされていないと裁判所で子どもの前で指摘されることからのスタートであり、裁判が親子関係に与えるダメージは大きいとする研究者もいますが、専門家たちがチームになり、良い親子関係が再構築できるよう模索します。

しかし、1年以上親と連絡がとれない、親が面会や裁判に来なかったり子どもの必要としていることに応えない場合、親権を剥奪し養子縁組できるよう準備する機関もあります。CESSEC Commission pluridisciplinaire et pluri-institutionnelle chargée d'examiner la situation des enfants confiés à l'aide sociale à l'enfance（児童相談所に預けられた子どもの状況を調査検討する学際的、複数機関横断的委員会）という名前の機関です。

フランスは、重要なポイントについてそれぞれ専門の機関を作ることによって、問題がそのまま放置されないようにし、かつ各関連機関に情報が共有されるようにしています。他にも社会的養護が全ての県で適切におこなわれているか情報収集し国に提言する国立研究機関などもあります。

在宅支援もいくつものレベルがあり、エドゥケーターが家族のもとで毎日1時間過ごすなど裁判で詳細に決められます。例えば子どもの遅刻や欠席が見られるときは、社会家族テクニシャンという2年で得られる家族生活支援のスペシャリストが平日毎朝7:30-9時に通い、起床、朝ごはんの準備、朝食、学校への見送りまでを家族と一緒にやることで生活リズムや生活習慣を作る手伝いをし、エドゥケーターは夕方宿題の時間に行き子どもの教育面を指導しつつ親の行政手続きなどを手伝うという役割分担をします。そうすると、平日毎日2時間半ずつ、二人の専門家が家庭で一緒に過ごすという在宅支援の方法になります。更に親は日中プログラムに通います。

実親や里親同士がお互いに解決方法を見つけ出すというプログラムも多くおこなわれています。実親が子どもに対し強いストレスを感じたその当時の状況を皆の前で話し、それぞれ他の親たちが自分たちだったらどう対応するなど意見を言い合い、その場を心理士が交通整理したり言葉にして考えるのを手伝うというものです。

在宅で、親になることを支え、家族と一緒に暮らせることを重視しているので、将来的には、子どもが希望する場合はなるべく親元で暮らしたまま状況を改善させる方向が目指されています。つまり予防をしっかりすれば保護は必要なくなることが未来像とされています。

親によっては薬物依存、売春、精神病など環境を整えきれないことがあっても、子どもが希望すれば自立を視野におく14歳くらいから在宅教育支援の形にし、親を理解した上で適切な距離を置くことを学び、自分自身の人生を設計していけるように支援しています。例えば、ある14歳の女の子は母親が薬物依存で売春をしているのですが、施設にいと母が電話に出ないことが度々あり母が心配で勉強も手につかないので、自宅に戻し、日中は学校に通い、放課後と休日は日中入所の施設で個別に勉強をみてもらったり心理士やエドゥケーターに話をするというスタイルに変えました。母の様子、その周りにいる信頼できない大人など、本人がショックを受ける機会は度々あるのですがその度にサポートを受け、徐々に自分の未来についても考えられるようになり、結局自分の判断で、遠い県にある全寮制の職業訓練校を選び親元を離れました。子どもにとって難しい現実に関わり合うことになりませんが、自立してから親にたかられる、親の精神状態に振り回されることなどを防ぎ、有効であると言われてます。

里親

社会的養護の中で子どもの権利がどのように実現されているかについてお話しします。

児童相談所や施設の職員はスペシャリエドゥケーターまたはソーシャルワーカーの資格を持っています。ともに3年間の専門的な学びで得られる資格です。エドゥケーターは教育の専門職という意味です。里親は家族アシスタント

と呼ばれていて、国家資格もあります。いずれも 15-17 歳、15-18 歳の専門高校で得られる保育や高齢も含む対人援助の資格で就職し、その後勉強を続け先ほどの資格を取得する方法もあります。学業成績が良い一部の生徒しか普通高校には行けず、15 歳からこれらの専門高校に進学する生徒は多いので、人材確保という点では窓口は広いです。

日本は里親を増やすということに注目されがちですが、フランスはそもそも施設の単位も小さく、多様な専門職がいるなど施設の良い面も多くあるので、里親か施設という議論はおこなわれず、子どもに合った受け入れ先の選択肢は多い方がいいという考えです。受け入れ先も子どもの意向をふまえて決めます。最初の保護所から、施設や里親をエドゥケーターと一緒に見に行き面接します。里親も施設も民間のアソシエーションが運営していることが多いので、それぞれ個性があり、子どもが気に入るところ、専門家としても子どもに合ったところを選ぶことになります。

思春期以降施設入所する理由の一番は親子ゲンカです。つまり、子どもの希望での入所で、社会サービスとして施設は理解されています。大きくなってから施設に来た子どもに話を聞くと、父が家に連れてきた女性が嫌だった、兄にいつもバカにされているのに親が見て見ぬふりをしていて、母に家事や兄弟の世話をさせられていた、母が自分の彼氏の批判をしたという理由で自ら警察の未成年保護班、児童相談所や CRIP に連絡し、保護され、施設や里親を見学するなかで住む場所を選んでいきます。その間のステップとして、地域にも子どもの希望で 3 泊くらいまで宿泊できエドゥケーターや心理士のケアが受けられる場所があります。学校から「家出したりよく知らない人のところに泊まったりするくらいならここに行きなさい」とチラシをもらっていて子どもたちは自分を守ってくれるシェルターがあることを知っています。

子どもの権利は守られていますが、子どもが主張しすぎていて子どもが施設に文句をつけて違う施設に移動したり、長い目で見て折り合いをつけるという練習ができない点やケアの連続性という点ではデメリットもあるように思います。

最後にフランスで里親がどのような役割を担っているかについてお話したいと思います。

児童相談所がフォローしている約半数が親子分離しており、うち約半数が里親宅にいます。県による差が大きく、里親の割合が13%のところから、86%のところまでさまざまです。

里親は登録すると子どもを受け入れていなくても固定の月6万円ほどの給料が払われるのですが、例えばパリ市の場合は4ヶ月間子どもが委託されないと契約解除になるので、評判のいい里親は続き、選ばれないと仕事がなくなるといいう仕組みになっています。契約解除になると他の市や団体に登録することができますが、以前の雇用主から情報は共有されます。

里親のプロフィールとしては、受け入れる里子より少し年上の子どもが多いことが多くです。つまり30-40代で、母子家庭もいます。仕事をしていて副職として里親をしている人もいます。

施設の方が費用が高く、一人の子供に施設だと月70万円、里親だと28万円)かかります。

里親の給料はパリ市の場合1人の子供の受け入れで約17万円、二人預かると28万円。一人の場合は最低賃金に近いのですが、二人預かっていれば市の児童相談所職員よりも給料が良い計算です。それに、勤続年数に応じた加算、緊急受け入れ、障害や病気の子どもの加算などがあり、洋服、日用品、学校で必要なものの購入代、子供のおこづかい、クリスマスプレゼント代など子どもにかかる費用は全て別に支払われます。年46日有給休暇があり消化しないと年度末にその分が支払われるので、子供と一緒に旅行に行ったり帰省する場合は1.5ヶ月分給料が増えます。もちろん子供の旅費も別途出ます。

里親の割合は10年前に比べ10%ほど減っています。理由としては、16歳以上の子どもは施設や里親に残るのではなく、一人暮らしやルームシェアのアパート生活で自立の準備ができるようになってきていること、中高生は全寮制の学校への入学を希望することが増えていることなどです。

里親も子どもも全員心理士のサポートを継続して受けていて、もちろん24時間対応の相談窓口があります。里親は障害のある子どもを受け入れる場合などは外部の機関で研修を受けることができます。

妊娠中から全ての子どもに権利として福祉を与え、それを専門家が守り、子どもの意向を汲み取り実現する仕組みがあること。子どもをケアするには親も

ケアすること。将来良い親子関係が築けるよう幼少期から大人になるまで一貫して心理に力を入れ被暴力経験は特にケアしようとしていること。それらの環境を国が整え確保していることをご紹介しました。もちろん、だからといって完璧が実現できているわけではもちろんないのですが、まずは制度があり専門性を磨いた人材を育て確保できることが重要だと思います。

最後に福祉職員の言葉を紹介し結びとさせていただきます。「親が良くない、うまく対応できていないと考えるのではなく、親自身が困難を抱えていてそういう状況になってしまっているということを皆が認識する必要があります。元の性格が悪くて子どもを殴っている、虐待しようとしているという親は見たことがありません。それよりは、親が子どもを前にどうすればいいかわからない、自身のキャパシティを超えているように感じている、子ども自身が問題を多く抱えていてとても落ち着きがなく、親が疲れ切っていていつもイライラさせられて結局たいてしまったということもあります。虐待する親というのは自分の子供を嫌いな親ではありません。他の方法をとることができない状況だったのです。親をサポートするという視点で見る、それが世の中の共通認識になる必要があります」と言っています。

それを実現するためにフランスは幾重も重なるセーフティネットで子どもと家族をケアする体制を作り上げたのだと考えます。

中村 ありがとうございます。いろいろ聞きたいこともたくさんあると思うのですが、どうでしょうか。冒頭申しましたけれども、やっぱりため息が出ましたよね。「そうか、そこまでやってるか」という感じの話はたくさん出てまいりました。その上で私たちとしてどうするかということを深めたいなと思っています。

第2章

パネルディスカッション

「非血縁家族を取り巻く状況の日仏比較と今後の展望」

中村 正 (立命館大学産業社会学部教授)

高橋恵里子 (日本財団 国内開発事業部チームリーダー)

安發 明子 (フランス在住コーディネーター)

司会：徳永 祥子 (立命館大学衣笠総合研究機構客員准教授)

「非血縁家族を取り巻く状況の日仏比較と今後の展望」

パネリスト：中村正、高橋恵里子、安發明子

司会：徳永祥子

司会 それでは引き続きパネルディスカッションに移らせていただこうと思います。今日パネルディスカッションの司会進行を担当させていただきます立命館大学の徳永です。よろしくお願いします。

先ほどの2部では日本の現状とフランスの状況をかなり集中的にお話しをしていただいたところですが、おそらく今はすごい情報が皆さんの頭の中であって、ため息をなんか強制的につかされているようですけれども、消化不良になっている方ももしかしたらおられるかもしれませんので、ここでお隣の方、後ろの方、斜めの方、せっかくこの場にお集まりいただきましたので、自己紹介とかも含めてまずは専門家として、あとはいろいろフランスの状況も教えていただいたのですけれども、1市民として皆さんが感じるところ、考えたところなんかをお隣の方と10分ほど感想なんかをシェアする時間にしようと思います。それでは45分までどうぞ自由にストレスをリリースしてください。

司会 それではお時間になりましたが、いかがですか。少し考えが消化できたならよかったかなと思いますが、ここで一旦中村先生の方から、いろいろな補足であるとか先生のお考えなんかもご発言いただこうと思います。

中村 いま皆さんが話をされたことについてあとで質問も交えてシンポジウムを展開したいと思います。

私は立命館の教員の中村といます。よろしくお願いいたします。社会病理学・臨床社会学という領域を専門にしています。現在は暴力を振るう加害男性への暴力臨床をおこないながら研究しています。DVと虐待の男性が多いです。また10年程、スーパーバイザーとして少年刑務所でも働いていました。いろんな形で脱暴力についての仕事と臨床の場も自分で作りながらやっています。

虐待親の、先ほどの安發さんの話でいうと親支援と重なるテーマに取り組んでいたことが重なります。虐待する親たちへのアプローチです。虐待防止の制度では「家族再統合」とよんでいます。虐待があると親子分離が行われます。その間、社会的養育が機能します。施設養育中心だったものを里親やファミリーホームへと切り替えが進行しています。

安發さんの話に戻ります。国際比較の場合、何と何を比較しているのかという点が大切となります。比較の仕方や原理は難しいなと思います。今日の切り取り方で社会的養育の話をしてもらっているのですが、学ぶべき点はやっぱりフランスでは「子どもの権利」というのが中心に座っているなということです。日本では親や家族中心という様相が強いです。

時代の課題とともに貧困、戦争、DV、虐待、ひきこもり、家庭内暴力等として社会的養育が社会の主題になってきた歴史があります。現在は家庭内暴力問題とリンクして社会的養育が焦点になっています。テーマは子ども虐待です。安發さんの話だと「注意がいる子ども、心配な子ども」という言い方でした。厚労省のデータですが、社会的養護、つまり代替え養育サービスを受けている子どもの約6割に被虐待経験があるとなっています。

虐待経験があるので、そこからどうやって自立していくかという支援の課題になります。保護されたあとの養育上の心理的、社会的課題が大きいわけです。アタッチメント問題、家庭的養育、永続性の課題、人間関係の再構築、学力保障等がからまりあっています。民法改正で18歳成人となったので、18歳の自立へ向けて社会がどう責任をもてるのかが普遍的な課題にもなっているなかでの社会的養育となります。

社会的養育の可能性を現実のものにしていく際に、それを媒介するエージェンシー、専門職が大切になります。いきなり脱施設・反施設にならないわけなので、徐々にどう切り替えていくかという課題です。その中で、拠点になっていく乳児院の取り組みも先進的として話されたり、それを自治体がバックアップして明石市の例が話されたり、徐々に日本社会も変化している様子が理解できます。その変化を貫いている理念が大事で、子ども中心という「子どもの権利条約」を実質化するのはどうするかという点の分かりやすい焦点として、この社会的養育があるかなと思って整理をしています。

先ほど冒頭に、今の大学はこうした社会課題のなかの、とくに専門職の要請の課題に応答できないのではないかと話をしました。安發さんはそこに反応してくれて、それで大学が社会人を受け入れて、こうしたフォスタリングソーシャルワーカー養成はできにくいという話をしたら、驚いていました。フランスではできているというのです。つまりフランスの大学教育や高等教育は、プロフェッショナルをどう養成するかということがずいぶん組み込まれているので、社会実習的な要素がかなり入り込んでいるので、大学が社会の要請に応えられないというのはあり得ないですと話されるのです。となると大学教員としては考え直さなければだめだということになります。日本の大学が社会から逃げているなということ。社会から逆に信用されていないのかもしれない。

日本の大学は社会人のニーズに応答できていないのです。もちろんしかし単にケースワークのスキル教育があればいいというわけありません。職業教育といっても社会のニーズに根ざしてというだけではなく社会的価値の実現という理念が組み込まれるべきでしょう。そこに子ども中心という理念が正面に座っていて、理念、援助技術、制度や政策などが総体として学べるのがいいのでしょうか。エビデンスもきちんと出せるという、そこに学術の価値があるなというところから始まり議論をしていました。それはフォスタリングの概念が広いのですね。子どもだけなのですかという話をしていたんです。そうしたら認知症のお年寄りも家庭で預かります、障害のある人も家庭で預かりますと。何て言うんですか。フォスタリングではない…

安發 里親ですね。なぜかというと、里親自体が家族アシスタントという言い方をするので、なので親じゃないから、だから自分より年上の人を預かるということももちろんあります。

中村 ということにまたさらに行きついたので。だからケアという文脈で社会的養育を社会のなかで理解すると、虐待の課題がある家族の子どもや何らかの社会的な理由がありで生みの親が育てられない子どもだけを社会的にケアするのではなく、もっと広いということになりますね。社会的養育をケアと置

き換えていく必要をフランスの話の話を聴きながら考えさせられたのです。だんだん考え方が狭くなってきているのです。そうすると認知症のあるお年寄りであれ、障害のある人であれ、地域で暮らすためには施設ではなくて家庭的なところで暮らすような仕組みがもう一回り大きくできあがっている必要があります。子どもだけじゃないんだという話を事前の打ち合わせでもしてくれていました。

そしたらまた混乱しまして、これらはいったい何だと言えはいいのだろうかということ、行きついたのが「かかりつけファミリーソーシャルワーカー」なのです。その家にいろんなニーズがある、ライフステージが多様にあるので、ライフステージごとにニーズはいっぱい出てきますよね。

さらにそれを支えているのが権利を保障する司法の機能なのです。それは権利を守るためです。権利を守るためにジャスティスの方が一元的に、たぶん管理をしているのでしょう。1裁判官1家族主義というのが成立している。つまり裁判官がいて、たぶん家庭裁判所のようなところがきちんとその家族のニーズに目を向けて、単に触法行為だけではなくて、権利を守るためにその家にかかりつけファミリーソーシャルワーカーがいて、今はたぶん成年後見的なこともするんでしょう。いろんなことをしながら権利を守る。しかしその中には非行だとか特別支援ニーズがあったりとかそういうがあるので、そういう作業もすることになります。

1裁判官1家族主義というのは、私はアメリカの薬物やアルコールやDV・虐待を担当する特別裁判所から勉強したことなのですが、こういうようないろんな仕組みがそこにできているということを踏まえて安發さんの話を理解しないと、何か都合のいいところだけ切り取って日本の虐待対応に持ってこようとしているのかなと思うと、聞き間違うなと思ったのです。

ということで、来年度フランスに調査に行こうと思っています。そんなことを思うぐらいにずいぶん勉強になりました。かかりつけファミリーソーシャルワーカーがいて、それを日本の家庭裁判所のようなところが、権利の保障のために一元的にそれらを地域で支えているのかなということが聞いたかったことです。日本財団は社会の責任とか市民社会の責任のようなところを引き受けているなと思います。実に先駆的にまとめてくれている様子が高橋さんの話

から伺えました。いつもリスペクトしているのですが、今後どこに引っ張っていくのかというのをさらに展望として話をしてほしいのです。

ということで、どうしても子どもだけの話になってしまっている。子どもの話でもいいんですけども、そういう理解の上で子どものことを切り取るとどうということかな、というのがポイントになるかと思って聞かせてもらったのです。皆さんが質問を出されるためにも今のような理解がいいのかどうか、あるいはもっと補足があればしてほしいなと思います。

安發 1 裁判官制度についてあまり詳しくないので、ちゃんと今お答えできないのですが、かかりつけソーシャルワーカー制度というのは確かにそういう形で広く家族全体を見ているのですが、子どもを保護すると子どもについてみんなでチェックするというときには、ソーシャルワーカーがメインになるかどうかというのは、その場に応じてなのです。

例えば3カ月の子と3歳の子と16歳の子の3人兄弟がいる家のうちの、誰か例えば16歳の子がちょっと暴力的だということで、例えばクリップの例なんかが入ったとします。そうしたらそれぞれに関わっている…だから3カ月だったら妊産婦センターかもしれないし、3歳の子だったら学校か幼稚園かもしれないですし、16歳の子だったら高校、それぞれのソーシャルワーカーたちが連絡しあって、誰が一番この家族の近くにいるのかということを探すのです。そしてその中の2人、それぞれ違うポジション、違う職業で違う機関に勤めている人がメインとなって、その3人の兄弟に関わっている全てのワーカーや専門職から情報を集めて、つまり家族が例えば生活保護を受けていたら生活保護のワーカーからも連絡をもらいますし、親が例えば精神病だったとしたらそのお医者さんからも連絡をもらって、その2人が情報を全部まとめて、こういう方向性がいんじゃないですかというふうにしてに連絡をあげるというもので、その場合はもし学校の心理士が一番近くにいる、もう1つ他の学校のソーシャルワーカーが近くにいる、その2人がメインだとしたら、かかりつけソーシャルワーカーの方は普段その兄弟と関わりがどちらかといえば遠いので、彼からもヒアリングして、例えばおばあちゃんの様子はどうだったとか、お父さんはかつて刑務所に入っていたとかいうことがあったとしたら、そうい

う情報も全部取るんですけれども、でもその場合はその選ばれた2人がメインとなって動きます。

中村 高橋さんの話と重ねると、日本財団の先駆的取り組みはそういうことを意図していたんだなというふうに見えるのです。厚生労働省のやってないこととか、国の施策の一步先をいろいろ見ながら取り組みをしていることがよく理解できたのです。

いま述べたようなことを、虐待とかニーズのある子どもの話についてのことだと思いましたが、精神障害を含めた障害全般とかいろんなテーマでクリップというのは動いているとすると・・・

安發 クリップは子どもについてです。

中村 そうですね。そういうチームができていて、

安發 地区会議というのでやります。

中村 日本の要保護児童対策地域協議会みたいなのでしょうか。社会病理の領域のことですが、イギリスに性犯罪の立ち直りの調査に行ったときに、Circles UK というチャリティー団体に行ったんですね。出所者が1人出てくると、その人を支える6人のかなり専門的なボランティアが支えていくのです。出所後2年間に再犯率が高くなるので、刑務所から出てくると人間関係が切れやすいので、2年間集中して365日24時間、お話しボランティアからハローワークに付き添ったり、住居を探したり、いろんなことをする「サークル」ができるのです。当事者のいろんなニーズを汲み取ったり話し合ったりしていきます。何か社会復帰のプログラムがあればいいというのではなくて自立の計画を立てていきます。何かプログラムがあればいいと思っているわけではありません。当事者の回復とかやり直しのプロセスに寄り添いながら、その人の個性に合わせながらというのがうまくできているなと思って調査をしていました。聞きたいのは性犯罪のことではないですけども、そういう「サーク

ル」みたいにしてその人を囲んで、より良きチームにといいましょうか、たぶんコスト計算すると「納税者」という意味も出てくるのでしょけれども、そこがうまく機能しているなと思いました。結構コストのことも反映されていたのですね。いろんなソーシャルサービスが多様に動いているなと思いました。

安發 今のその出所者の話で、例えば施設の子どもについても「ゴッドファーザー・ゴッドマザー」という人がいて、日本にもあるかもしれないですけれども、施設の子どもたちが週末その人たちのところへと。それは完全にボランティアなのですけれども、それでも児童相談所とかとやり取りを経て決まるのですけれども、その子どもたちが気が合ったら、その家族がゴッドマザー・ゴッドファーザーとして、親代わりに週末一緒に過ごしたい、クリスマスにプレゼントをもらったり、だから自分たちのことを気にしてくれる夫婦だったりそういう制度があるのと、あとフランスで言う言葉としては「社会的臍帯」とか「社会の絆」ということを言われていて、なので全市民がそういった活動をしたことがあったら、子どもでもいいし高齢者にしてもそういうことを活動できるように、市役所自体が例えばボランティア活動を呼び掛けたり、市のソーシャルワーカーが、子どもについて関わりたいのであればこういう団体があってこういうふうになっているよとか、ボランティアを1日体験しないかとか、団体を選ぶのってちょっと難しいと思うのですが、市のボランティアだったら参加しやすいじゃないですか。なのでそういう糸口を行政から提案しているというような部分があります。

高橋 さっきお話を聞きながらいろいろ考えていたのですが、フランスはすごく子どもを中心としたサービスができていて、本当にすごいなと思っていて、たぶん日本のいいところは、逆に機能している家族ってそこそこあるんじゃないかと思っていて、フランスは移民の方も多し、そういった部分が日本ではまだ少ないし、家族が機能しているところもあるのかなと思いつつ聞いていました。だからと言って家族の問題がもちろん日本でないわけではなく、最近虐待の報道なんかもかなり多いですけれども、もちろん昔から当然

あったものが出てきているということなのではないかと思います。

私が日本を見ていていつもすごく思うのは、ソーシャルワークというものの専門性が社会で認識されていないということが非常に問題だと思っています。それが海外の人と話すときすごく感じる場所であって、社会福祉士という資格はありますが、実際ソーシャルワークをしている人がそれを持っていなくても別にできますし、じゃあ児童相談所とか市とかで働いている方も必ずしもそれを持っていない。そういうふうになると結構びっくりされます。

やっぱり医者は医者、学校で働いている方は先生というふうに比べると、圧倒的にその専門性が足りないという部分を日本はやっぱり変えなければ、今後の改善はないのかなと思っています。

厚労省でももちろんそういった問題は認識されていて、いま家庭に関する専門性をどうやって確保するか、資格を作るのか、というのは一応検討会はされていますので、そちらの方の結果を期待しています。

あとはすごくいいなと思ったのは、実動支援のサービスがすごくバラエティがあるというか、日本で話していて例えば気になる子がいるとか、「放置死」って嫌な言葉ですけども、親がみてない子がたまに家に来たりとか、たぶん海外であれば通報されるような子だけでも、児童相談所に通報するのって結構普通の人にはすごく勇気がいるし、学校の先生だってそんなに児相に通報とかはなかなかできないと思うのです。そういった中で市町村レベル…クリップというのは区とかそういうレベルですか。

安發 県が全部その情報を統括して、そしてその判断が全部決まってから児相にその子どもを紹介して、児相が子どもに適したサービスに割り振ると。

高橋 たぶん私、完璧にまだ理解できていないと思うのですが、ただどさっきおっしゃったようなリスクがある子であれば、家庭に例えば支援してくれる人が来るとか、そういうサービスって日本にないので、やっぱりそれを作っていくことって必要だなと思います。

あとは子どもの権利の話が何回かお話で出てきて、日本でも子どもの権利条約は25年前に批准しているので変わらないというふうにおっしゃっていたの

ですけれども、日本は子どもの権利条約を批准したときに国内法の整備を全くしなかったので、子どもの権利を書いている法律というのは実はほとんどないのです。児童福祉法の改正が平成28年にされたときに確かに理念には入りましたけれども、子どもの権利っていわゆる一般権利と言われている4つが、生命と、差別の禁止と、子どもが自分の意見を言えてそれが尊重されるという権利と、子どもの最善の利益をParamount constellationで一義的に考えるというものですけれども、これが子どもに関係するあらゆる場面でじゃあ守られているかという、全然そんなことはなく、それをきちんと法律に書くということがいるのかなと。それが無いがゆえに、子どもの権利というものへの感覚が非常に薄いような気が私はしてまして、特に社会的養護とか虐待なんていうのは、民法に親権が書いてあるのに対し、その親権と子どもの権利というのが非常にぶつかる場なのです。その中で親権というものが法律にきちんとある、子どもの権利についてはまだ書かれていない、その中で親権の方が優先されてしまうということが多いような気がしております、そこはやっぱり解決する必要があるのかなと思っております。

司会 ありがとうございます。それではここでフロアの方からも質疑の方を取ろうと思いますが、質問のある方がいらっしゃいますか。どなたからでもどうぞ。

質問者 フランスの仕組みがまだまだ分からなさすぎるのですが、いま話にあったところでいくと、在宅に実親家庭にいながらにして、そのゴッドファーザー・マザーを活用するみたいところで、日本でいうと施設の子どもたちが施設から週末里親というのを活用しているけれども、それは在宅に帰ったらそういう活用はできないということが1つあると思うし、在宅支援で言うショートステイみたいな短期預かりという制度はあるけれども、それもすべて受け入れ先がないと利用できないというような状況で、本当に必要とされている家庭が利用できないところの矛盾というか、そういうことがあるし、あとは民間団体が予防に対する取り組みとして何かをやりたいと思っている団体はあるけれども、それとなかなか行政で必要だとキャッチしている市と民間団体ということの情報のやり取りというか、なかなかつながりが持てないという難しさが

あるなというのを感じているのですけれども、フランスでは行政と民間がすごくたくさんあって機能されているのだろうなと思うのですけれども、そのあたりの仕組みをもう少し教えていただけたらなと思います。

安發 すみません、行政と民間のところの話をもう一回していただけますか。その分からないところ、行政と民間のやり取りがうまくいかないか、民間がやりたいのに行政が…

質問者 私が知っている民間団体でも、こういうことを自分たちは支援として例えば出産前からの支援として入りたいと思っているけれども、なかなか情報がもらえないから実際やりたい人への支援ができないみたいなことがあって、そういうのがフランスではたぶんもう確立されているのだろうなと思うのですけれども。

安發 小さい団体が大きいところから、例えば1つのセクションから離れたとかそういうことがあったりしたら、やっぱり最初は行政にPRして、こういうところがあるから委託先に選んでくださいねというやり方です。

質問者 行政からの委託というシステムがしっかりとなされているという形ですね。

安發 でも競争なので、あまりいい評判がもらえないと、やっぱり解散せざるを得ないというようなこともあります。

質問者 そういう民間をもっと活用できるようなシステムって、日本ではどういうふうにできていくのかなというのが1つと、日本は本当に予防が足りないなというのは、フランスの取り組みを聞いているとぜんぜん手が足りてないとか、実家庭で子どもたちがしっかりと育つということに対する支援がもっとあれば、地域支援としてもっとあれば、その地域で子どもたちが生活しているというのはすごく強く感じているのですけれども、そこが全然足りなく

て、それがどういうふうに作っていけるかというのは本当に課題なのだろうなと思っております。

フランスの状況としては、保護を必要とされる子がいたときに、子どもが場所を選べるみたいなことがあったと思うんですけども、その中で例えば即日保護みたいになったときってというのは、それはここに行きますみたいなのはある程度決まっていたりするのですか。

安發 緊急保護所もありますし、緊急里親もありますし、あとはあまりにも子どもが里親はだめだというような選択はできます。

質問者 一旦は緊急の里親さんとか保護所に行く。里親さんの中でも緊急を受け入れる人と、それは日本でもそうだと思いますけれども、ある程度長期的な…。

安發 長期のところの方が評判がいいというか、いい里親さんのところにはできれば長期で入る子を入れたくて、なのでどちらかという緊急に入るということは、そこまでワーカーさんの優先順位が高くないところが緊急になりがちです。そうすると緊急の場合は丸々17万円貰えるわけではなくて、受け入れた日数分だけベースとなる6万円に加算されるので、里親さんもちょっと気づいて他のところに登録しますとかいうのがあります。

質問者 職業としてというところが大きく違うなというのは感じました。

安發 先ほどの週末のショートステイについてなのですが、例えば施設とか里親宅から在宅に戻ったあとも、例えばその子どもの希望で学校がある4日間は家で、でも週末に家にいると親と喧嘩してしまうから週3日は施設とか里親に行く。あとは学校に行ってる4日間もうまく過ごせないことがあるから、1時間は教育者に来てほしいとか、そういったことを臨機応変にすることができます。

質問者 そういった調整ってというのはどこがするのですか。

安發 児童相談所です。

質問者 それは児童相談所がすると。

安發 児童相談所は、主に子どもたちはどこが一番適しているか割り振っていきまして、その割り振った先のアソシエーションと民間団体が調整をしたりということを行います。

質問者 でも在宅に行ったあとの週末に家にいてもしんどいからというときの活用で、そういう費用が発生するということですかね。

安發 半分は里親と半分は在宅支援施設になります。

高橋 そういう民間のアソシエーションというのは、何人ぐらい働いているんでしょう。そういう方々がいわゆる実親を支援したりとか、サービスを提供しているということですよ。

安發 でも企業と同じなので、本当にコングロマリットみたいな全国に300カ所とか500カ所とか持っていてというようなところもありますし、徳永さんと訪問したところとかは1つの箇所にサービスが5つあって、親クラブと日本のいわゆる施設と里親宅と、あとは赤ちゃんを一時預かるみたいなことがあります。なのでそれぞれのアソシエーションが、うちはこんな新しい取り組みを始めましたと県に言って、例えば助施設にしても、特別欲求不満が溜まって暴力的になるような男の子たちを受け入れている、もうスポーツ施設がめちゃくちゃ整っているような施設があって、イライラしたらみんなでバスケしてこいみたいな、想像したらそういうちょっと多動な子が優先的にそこに流れ込んできて、そのアソシエーションはそれでまたいい面になったりとか、そういったことをしています。

高橋 そのアソシエーションは株式会社とかでもいいんですか。それとも非営利団体なのか。あとはそのサービスを評価する団体なんかはあるのでしょうか。

安發 それは県が見ています。

司会 非営利団体…日本の非営利団体とイコールではないですね。

安發 でも職員の給料とかはちゃんと稼いでいかないと新しいサービスって始められないから。あと、寄付を半分ぐらい貰っているようなところも多いです。

中村 儲けるかどうかでなく「ビジネスモデル」がそこで成り立っているということだと思うのです。私は「きょうとNPOセンター」という中間支援団体の理事長もしてまして特に思うことがあります。さっきの官民連携の話です。基本的に日本は「公」が市民活動という民間をあまり信用していないのです。官民のあり方がずいぶん違うと思っています。アソシエーションだったら、アメリカだったらNPOとか、社会的企業といいますが、かなり張り合いながらヒューマンサービス領域に入り込んでいます。そういう話の理解が一般的にはどうしても必要で、官民連携というか、そこでいいサービスだったら当然自治体・公は連携するはずです。それが安上がりになればいいというわけではないということも先ほど指摘されていて、そういうことも大事だなと思っています。

社会復帰とかやり直しの話に戻ります。協力雇用主さんたちがいて、少年院を出た人たちを職親という形で、これも日本財団でプロジェクトをやっていましたよね。私は大阪の南部の人たちと調査をしていて、どんな犯罪でも引き受けますというユニークな職親さんや雇用主さんたちがいます。その人たちがいろいろ研究しながらエビデンスを出しています。ユニークだったのが、薬物事犯の話になりますが、違法薬物を使ってしまう人たちがいつ薬物を使うかという調査をしたのです。そうしたら休みの日だったのです。仕事をさんざん

して、ああ疲れたなあというとき、つまり土日とか連休とか年末年始にリスクが高まるということのようでした。これを何とか阻止しなければならないなということで余暇開発に取り組んでいます。これは職業指導ではないです。「遊び指導」的でもありますね。余暇の使い方がうまくないのです。だから犯罪に巻き込まれていく。余暇と犯罪って結構重なっているのだと職親さんの話を聴きながら思いました。余暇と犯罪は相当重なってくると思います。

でも余暇を指導するって変ですよ。遊び方を指導するって変です。つまり「余計なお世話」です。だから機会をつくることにしたそうです。参加は自由です。何をやったかというボクシングジムなのです。ボクシングジムは人気だそうです。相当暴力系の人たちもそこに参加してルールのある攻撃的行動へと置換していくのだそうです。そこに来てがんばっているのです。そこへもう1つ大きな一群が参加してきたそうです。ひきこもり系の人たちです。学校に行かないけれどもジムには来るようになったそうです。さらにそこにまた別のひとたちもくるようになったそうです。地元の中学校の生徒指導の先生です。ひきこもっている人たちが出てきて、関係ない中学校の生徒指導の先生がボクシングをしているんです。

それで何がボクシングに効果があるかという、階級が決まっていますよね。対等な人同士しか対戦できないのです。もちろん喧嘩ではありません。ボクシングはスポーツです。そして3分で終わるんです。そしてダウンしたらレフェリーが入ってくるわけです。だからルールがある攻撃性というのを余暇として楽しむということがとつてもできていて、何度か見学しましたがとつても楽しそうでした。安發さんのソーシャルワークの多様性のことから思い出しました。

地域の中にそういう選択肢がいっぱいあって、本人がそれを選んでいけるといふ。さらに本人がどうやって立ち直りの物語でもいいし、ゴッドファーザー…ゴッドファーザーという反社会的勢力のような感じがするんだけど、それで本人は物語を作っていけるといふことを社会が養育の責任保証としてやれるというのがいいかなと思って聞いていました。だから日本も断片的だけでもそういうのを集めていきながら、コンセプトをきちんとうち立てるといふことになればいいかなと思いました。そしてエビデンスがあつてというあたり

が大事ななと思って聞いていました。

安發 その不登校の子たちについてもまさにそれはフランスでも同じように言われていることで、バカンスや土日が特に落ち込むらしいです。なのでバカンスや土日の間は毎日空いていて、アクティビティをさまざまできるところがあって、そこの考え方としては何かできる・できたという成功体験、例えば馬に乗るのが怖かったけれども乗れるようになったとか、そういうのがないと勉強だってそんなに一生懸命取り組もうと思うようにならないじゃないかというところなのですからけれども、でも地域のことについても、例えば産後うつとか日本の友だちで周りでも何人もいますけれども、フランスもいることはいると思うんですが少なく、そして日本の友だちから「いいよねフランスは、ベビーシッターとかいるんでしょ」とか言うんですけれども、私だって中高生のときに例えば近所の母子家庭の子どもとか、毎日放課後うちで預かるとか普通だったし、昔はそんなことでわざわざベビーシッターって言ったりしなかっただけで、そういうやり取りがあったと思うのです。実際ベビーシッターもフランスですずっと産後続けているのですけれども、それも改まったようなものではなくて、知り合いの娘さんが高校生だったり大学生だったから預かってもらうとか、フランス語とか日本語を教える代わりに預かってもらうとか、そういうことをするのがすごく普通なのに、日本の友だちからは「いいよね、助けるとかそういうのはあんまりうちの親が反対すると思う」とか、だからなんかそこら辺ですごくお母さんたちが苦しくなってる部分があるんじゃないかなというふうに思いました。

あともう1つが、プロとして専門性がないとなかなか指導とか難しいというところが、まさに私も公務員をしていたときは生活保護担当で、23歳の方がアルコール中毒の人とかを前にいろいろ意見を言ったところで、なんか怒鳴られたりするばっかりだったんですけれども、それがまさにアソシエーションの民間の強いところで、民間ということは異動を定期的にしなければいけないなんてそんなルールはもちろんないので、この道30年みたいな人たちがたくさんいて、そうしたらやっぱり説得力もあるし本当によく分かっているし、そういう人たちに普段から例えば私も3カ月の保育園のときからいろいろ言われて

いるので、専門家って本当にすごいんだってみんな経験として知っているわけなのです。だから話を聞きたいというふうに思うのです。なのでそこら辺、日本は児童相談所を公務員がしたりするというので、なかなか両親から信頼を得るまでの道のりが難しいということもあるのではないかなと思いました。

中村 徳永さんはこのプロジェクトのために准教授をしてもらいお越しいただいているのですが、彼女はダブリンでソーシャルワークの学位を取っているのです。養成課程の話を聴くとプロになっていくプロセスが日本とは異なります。さらに安發さんに聞いたら、大学は単に社会福祉実習ということではなく、相当に実践的な教育を組み込んでいるはずだといいます。24単位のうち60単位ぐらいはそういうことをしないと修了できないということらしいです。相当に大学教育が異なる様子です。徳永さんどうですか、ソーシャルワーカーとしてのさっきの高橋さんの専門性の育成は、違いますよね。

徳永 そうですね。あと、18歳でソーシャルワークになれるというのが、いまイギリスとかアイルランドでもソーシャルワーカーの職業がすごく不人気になってしまったので、いま18歳でもソーシャルワークの学部、マスターに進めるのですけれども、当時、私が学部だった20年以上前は、21歳にならないとそもそもソーシャルワークの学部に入れなかったのです。なので社会経験や多くの場合はさまざまな職業経験を経て、また大学に戻る先がソーシャルワークというのがあったので、やはり安發さんがおっしゃっていたように、なかなか対人援助するときに当事者の方と、別に22、23歳の人が専門家として成立しないというわけではないんですけれども、やっぱりその説得力とか経験とかこちらの自信とか、そういう意味では年齢であるとか人生経験というのが1つ大きいのかなと思います。

今日ちょうど講座の方に来ていただいたのですけれども、自分の生育歴とか自分の家族についても振り返る機会がもしかしたら日本の社会福祉教育の中ですごくマズで教えるので、私たちのときは1クラス6人とか8人だったのです。今回の講座は20名でやっていますけれども、講座は20人ぐらいだと普通の大学の授業よりかは、自分について振り返る機会になってくれたらというの

がこの講座では大きい目的にしているのですけれども、やっぱり専門家も1人の人間なので、そういう機会がある方がそういう発達があるのかなと思うんですけれども。

高橋 社会的養育という意味でちょっと私もいろいろ考えるんですけれども、このフォスタリングソーシャルワークの卒業式に、京都府立大学の津崎哲雄名誉教授がいらしてお話をしてくださると聞いていますが、津崎先生ってずっと里親のことも施設のことも研究していらした方なのですが、彼が書いているのが、社会的養育の現代化って、要は国が親に恵まれなかった子どもに親代わりの人を見つけることですよというようなことを言ってるんです。やっぱり子どもに対して責任を持つ大人を見つけてあげるということが国としての役目、「パーマネンシー」という言葉の別の言い方なのかなと思いますけれども、必ずしも養子縁組だけでなくともそういうつながりを保つことは、別に里親でも施設でもできる。もしくはもっと違った形態でゴッドファーザーとかでもできるのかなと思っていて、それが子どもにとってすごく大切なのではないかなと、私はいま思っています。

日本財団で「夢の奨学金」という、社会的養護を出たあとの子どもに奨学金を提供しているのですけれども、大学に行くような子なので優秀な子どもたちだと思うのですが、その中でもやっぱり18歳になって例えば一人暮らしを始めると、社会的養護にいたときには出てこなかったいろいろな問題というか、心の解決されなかったこと、そういうことが出てくる子が多くて、メンタルとかそもそも自分は何のためにここにいるのかとか、そういうことにやっぱりつまずいてしまう子がすごく多くて、それってやっぱり根っこがないというか、すごく基本的な信頼関係がある人に恵まれてないというところがすごく大きいのではないかなと、そういう子たちと話して思うことがあります、やっぱりそういう基本的な信頼を持って付き合える大人に子どもには是非めぐり合ってほしいなと思っております。

司会 ありがとうございます。どうでしょう、他にもまだお時間もありませんので。

質問者 ここ半年ぐらい安發さんと一緒にお仕事させていただきまして、安發さんから今回のシンポジウムをご紹介いただきました者です。いろいろと有意義なお話をお聞かせくださりましてありがとうございます。

質問が2つぐらいあるのですけれども、フランスのその制度とかに関してなんですけれども、先ほど安發さんがおっしゃっていた地区のソーシャルワーカーとか、そういうかかりつけみたいな制度というのは、さっき安發さんがお話しされていたので多分パリ市のお話で、結構人口が密集している地域のお話だと思うのです。フランスでパリよりも人口が分散しているような地域だと、たぶん同じような制度ではいけないような気がしていて、パリ市以外の県でそういう地区のソーシャルワーカーみたいな仕事だとか、そういう仕事の役割を担っているような機関ってあるのかなというのが1点です。

あと、先ほど安發さんがおっしゃった児童相談所が子どもと親の両方の支援をするという中で、親になることに関する教育みたいなことも必要だみたいなことをおっしゃっていたと思うのですけれども、そのあたりもう少しどういうことを教えているというか、どういうことが大事だと思われるのかなみたいなのがあれば、教えていただきたいと思います。

安發 このソーシャルワーカー制度については、区ごとにあるということに決まっているので、なので地方だとしても同じ仕組みなのなんですけれども、実際、もしかしたら行ってみたらちょっと働き方が違うということはあるかもしれません。ただ日本と違って、やっぱり一定最初から高齢だとか障害だとか子どもだとか分かれているわけではないということはどこも同じだそうです。

それから親の支援についてなんですけれども、例えば親が病院に行ったりだとか、その子どもの予防接種に行ったりだとか、そういうときに例えば児相のワーカーと一緒に付き添って、その児相も親担当と子ども担当とセクションが分かれているということもあるのですけれども、または、その委託した先の里親をしているアソシエーションで子ども担当と親担当とワーカーが別々に分かれているということもあります。そのワーカーが例えばそういうお母さんの大事な何かのタイミングと一緒に行って、その道中にお母さんと話すことの中から何かつなげられるようなケアがないかというのを拾って、そして例えばその

子どもと自分は育ったのが違う国で、フランスで育った子どもと意見が合わなくて、そこが喧嘩の原因になるとかそういうことであれば、異文化の親子関係を仲介するような特別な心理士がいるので、そういうところに例えばつなげるですとか、そうやって親が何につまずいているのか、何が難しさなのかということをくみ取ることが、その親担当のワーカーの仕事です。

それで民間ですと、自分の行きたいポジションだったり自分の行きたいアソシエーションだったり、キャリアアップしていききたいという欲求がもちろんあるものなので、そのために大学院に入り直したりだとか、博士課程を取ったりするソーシャルワーカーだったり、フランスでいうエデュケーターはたくさんいて、なのである程度ポジションが高い管理職だとかに聞くと、修士は2つ3つは持っていて、しかもそれも範囲が心理とだとかに限らず、例えば心理とリスク対応とマネジメントとソーシャルワークを持っているとか、そんな感じでみんなキャリアアップしていきます。

あとは恒久的な家族を得るということには全く拘っていなくて、社会的親というふうにはフランス語では言うんですけども、自分の親以外に社会的ソーシャルな親に出会えたらハッピーだよねというような考え方なので、里親だとかえて選択肢が限られるわけで、施設だったらもっといろんな大人に会う中で、どこで自分にとってすごく信頼できる自分のことを考えてくれる大人に出会えるかというのは、自分次第だと思うのです。なので施設だとしたら大人はいろいろいるし、施設の子もだたとしても受け皿が施設だけではなくて、児関係でやっている週末過ごせる場所があるんです。その週末を過ごせる場所はアクティビティを提供しているところで、そこで社会的親に会うかもしれないし、あとはクラブ活動をやってもっとソーシャルなクラブ活動で、心理士も一緒なのです。その心理士も日本だったら対面だったりすることが多いのですけれども、フランスの場合は子どもの心理士は基本的に一緒にアクティビティをするので、なのでその心理士が例えば一緒に絵を描いて、その中でケアを進めていくというような方法を取ったりしていくので、社会的養護の子どもにとっても場所がたくさんあって、その中で自分にとっての社会的親を見つけて、その人がキーパーソンとなって動いていくというような対応の仕方をしていきます。

司会 ありがとうございます。他いかがでしょうか。

質問者 1つ質問は、フォスタリングソーシャルワーカーの専門職講座の受講生の方がここに来ていらっしゃって発言してもいいなと思う方がいらしたら、感想などを聞きたいなと思っているというのが1つで、私は小学校、中学校、高校の教員を30年やってきたのですけれども、日本の学校の担任業務って結構やってきたよなって自分では思っていて、今日はため息だけではなくてホウ～って思っています。

個人としては、学童もあるし入れなかつたりするけれども保育所もあるし、高いけれども二条駅のすぐ横に託児託老っていう民間のところがあるのです。そこは看護師さんと保育士さんでスタートしたところで、高齢の方の病院付き添いもやるし、ちょっと個人的な話ですけれども私の祖母は99歳なんです。認知症でもなく1人で暮らしていて、でも近くにいる母は80歳なんです。だから昨日、ケアマネさんとかかかりつけ医とかと6人でカンファを自宅でやったのですけれども、すごいんです皆さん。その専門性を活かしてうちの母がちゃんと介護しきれるかとか、罪悪感ないかとか、どのタイミングでショートステイをやっておくかとか、デイケアという発想が99歳の祖母にはまったくないので、デイケアの話をしたときに、「うん、体験で行ってみたいけど年寄りばかりやったで」って。あなたが一番高齢ですからっていう、そういう感じの祖母がいるんです。

高齢で99歳だから、特別手厚くしてもらっているということもあるかもしれないですけれども、そういう断片的なことっていうと日本も別にゼロではない。一元化されていないだけとか、「ワンストップ窓口」みたいに困ったらここみたいな感じに誰もがアクセスしやすい状態ではなくて、いち早く電話するのは確かに敷居が高い。でも学校の教員だからしようと思う。あるいはもうちょっと虐待と言わずに、リスクということだとか、今の社会的親というのはまさにいま教員が担っていることで、ご飯を食べられてないとか、私服汚れてるとか、合宿に持ってくるもの持ってこれてないな、とかいうのは一番気づくところであつたり、歯医者さんとの連携だとか歯科健診も学校でやるし、小学校・中学校・高校って結構やってるよなということをいま思ってい

ます。

それでソーシャルな親というのは何だろう、受講生の方から感想なりコメントなり、もしもししゃべってもいいよという方がいらしたらお願いします。

司会 いいですか。

受講生 失礼します。ちょっと感想を。先週の講座で卒業式に向けて3分間の感想を言うようにということを、一人ひとり時間を与えられてそこでもお話をしたんですけども、そこで言えなかった感想、思っていることなんかをお話しできたかなと思うのですが、この8カ月の講座をかけて1コマずつ依存の勉強だったり性教育の勉強だったりというのをに入れていただいているのです。私は児童養護施設の職員をしております、そこでも研修は行ってきたのですが、そこで行く研修では性教育について勉強してきなさいとか、子どものアタッチメントのことについて勉強してきなさいと言われて勉強はしてきたのですが、そこで単発的に行く研修と、この8カ月間でつながってやってきた研修というのが、自分の中でやっぱりこの8カ月間やってくるとすごくしっくりくるんです。

児童養護施設を卒業した子どもたちとも今ものすごく関わっているんですけども、この研修では、自分自身のことだったりその子どものことが頭に浮かびながら受講することが今できていて、私の中でトラウマってあるのかなって思っていたのですが、この講座を受けてから私の自分の課題ってこれだったんだという、ものすごく自分のことを考える時間になっているなと思っていて、今のフォスタリング機関の仕事にどうこの研修を反映させていくのかということまでは、今まだ消化はできてないのですが、ソーシャルワークをする中で自分自身のカラーとか自分の特徴・強みというのをものすごく考えさせる研修だなと思っています。

司会 ありがとうございます。いいコメントでちょっと感動しました。いい感想をありがとうございました。

中村 最後は高橋さんが締めてくれるはずですよ。私の印象は、社会的親・社会

的養育という言い方が主流になるといいなと思います。養護っていう「護」っていう字はあまり使いたくなかったのです。それは育つ主体が可視化されるからです。護ることも必要だけれども自分が育っていくこととの機会と資源と権利をどう保障するかということが、社会的共同養育、社会的親にみんながなっていくことだと思います。何か特別な子どもたちというよりも社会的自立にむけてすべての青年が課題をもっている印象もあります。家族に抱え込まれているという感じもします。

それはやっぱりユニバーサルな課題だと思います。どの子もや社会的な養育のなかで育つことがいいのかと思います。いまだき家庭でしか育っていないのは狭いです。

それで18歳で成人になるのでひとつのチャンスです。社会が自立を考えることになります。18歳を超えて家にいる人は下宿代を取ったほうがいいなと思うんです。子どもからきちんと下宿代を取れる親になったほうがいいのではないかと。携帯電話で家族割をいつまでもするなど自省もしています。それで私が個人でできることをしてみました。私は京都市の北区に住んでいますが、娘が大学生になったときに北区に下宿させたんです。5分ぐらい先のところですが、そんなこともあって18歳の自立ということに一人ひとりがどう責任を持てるかということなのです。

今の社会の事情からすると、ひきこもりや不登校もありうると思います。ユニバーサルに若者サービスも含めてどうできるかというのを社会が考えていくということです。ひきこもりのあとは社会的自立へのサービスがたくさんあるといいかと。ハウジングのこともシェアハウスもいいです。生き延び方に社会的養育の話がずいぶん役立つはずですよ。

それともうひとつ私がこの講座で組んだのは、通例の福祉講座では来ないような講師を呼んだことです。里子が不登校になったらどうするか。里子が薬物を使ったらどうするか。里子がものを非行となり盗んだらどうするか。普通は措置解除として戻されていくかもしれませんが、そのときにきちんと手紙書いてやり取りできるかどうか。ひとたび我が家にいたんだから手紙のやりとりができるといいなと思います。少年院からでもいいから手紙頂戴って言えるような関係はやっぱり作っておきたいですね。里子が不登校になった。そのとき

にちゃんと再び学校に行くことだけが不登校の解決ではないよねって言える、選択肢の幅のあるアドバイスができるような里親になってほしかったのです。再登校だけが最終解決じゃないと時代は変わっています。学びの多様化という方法ができたのだから、そうするとホームエデュケーションでもいいんじゃないか、認定フリースクールでもいいんじゃないかって言えるような親が目指されるべきなのです。これは里親だけではなく社会の中の親一般にもって欲しい考えです。再登校刺激だけが親の役割ではありません。それでその講師にお願いしたのは、「不登校になってよかった」なんて言える子どもになってほしいなっていうことなのです。つまり不登校になってよかったって言えるということは、不登校を自分の物語にできたということなのです。ネガティブな人生だけではなかったよねって言えるといいなと。もし不登校になってなかったら、いじめで自殺するかもしれません。そうすると、よく不登校を選んだよねって言えるぐらいの、逆にいうと不登校になってもちゃんと学ぶ機会が保障されていけばいい。

薬物もそうなのです。断薬だけが解決形態ではないよねって言える親になりたいよねと思うのです。という、相当論争的なので、これもちゃんと薬物使ってしまったらってハグできるかどうか。こういう親がやっぱりいいかなと思うのです。薬使えとは言いませんけれども、そんなふうにして立ち直りをどうアドバイスできるかなとか、いろんなことを考えながら講座を組んでいるのです。通例のソーシャルワークでは組まないような人をいっぱい呼んできて、意識をちょっとかく乱させているのです。家族の多様性が急速に進んでいる社会の里親というアプローチが大切になります。

それで大阪ではゲイのカップルが里親認定されています。来年度の講座ではレインボーフォスターリングの話もしようと思っています。

紹介してきたような多様な家族や個人の生き方にそくして社会的養育やケアも語れるようにしていきたいと考えています。これを全部つないでいく大きな筋があります。やっぱり理念があるなと思うのです。社会的にも特別養子縁組へと接続していく流れもありますが、やはり基本はライフストーリーワークがきちんとできて、真実も受け入れられて、みんなが自分の人生の主人公になっていくことが大事かと思います。社会的養育は共同で生きる知恵なのでダイナ

ミックだと思えます。

それから先ほど大学のことに結構安發さんは発言してくれていて、そのぴったりの研究科を作ったのです。立命館の人間科学研究科というんですけれども、夜間も来れるいろいろな学位も取れるし、その教員たちも個性的です。いろんなことをやりながらカウンセリングルームに閉じこもらない、社会的に活動できる心理士をつくろうと思ってやっています。日本財団の一連の先駆的なプロジェクトに私も共鳴して、結構自由にやらせてくれるのでいろいろ試みている取り組みの一端を今日は共有しました。

司会 ありがとうございます。では高橋さんお願いします。

高橋 ちょっとまとまらないのですが、お話を伺った中ですごくいいなと思ったのは、子どもの養育が家族だけのものではないというふうに国全体で考えているのがいいなと。日本だと育てられないなら無駄みたいな風潮とか、子どもを育てられないことに対する親がだめだみたいな考えってすごく大きいような気がしていて、子どもをケアするのがお役人と地方公共団体の責務であるということ。そのためにはやっぱり親を支援するのも責務であるというふうな考えに日本が変わっていくのがいいんじゃないかなと、私は聞きながら思っていました。

あとは子どもの権利に基づきまして、子どもの権利を中心に据えてすべての子ども施策を考えていくような方向に日本も行くべきではないかなと思っています。やっぱり子どもの虐待をいま厚労省も一生懸命やっていますけれども、厚労省だけでは全国に200ある児相だけで解決なんか絶対できるはずがなく、司法が当然入るべきだし、警察もやっぱり入るべきだと思うし、それを国全体でやるためにはやっぱり厚労省だけではできず、因みに障害者権利条約だと、ちゃんと内閣府に障害者政策委員会という障害者の権利条約をモニタリングしているところがありますし、女子差別撤廃条約も男女共同参画局があり男女共同参画会議というのがあって、一応基本計画を作ってやっているわけです。

それに対して子どもの貧困とかはやっていますけれども、子ども全体の権利を考えた施策というのは日本ではできてないなと思っています。なので子ども

の権利に関する包括的な「子ども権利基本法」みたいなものを作る。男女共同参画社会基本法や障害者基本法などがあるのに対して、子どもって権利をちゃんと書いた基本法が今ないのです。それをまず作る。それから内閣府の中に、教育とか厚労省とか警察とか法務局とか全部調整した上で子どもの権利を守っていくような、調整するような「子ども局」みたいなものを作る。そういうことを日本財団としては提案していきたいと思っておりますので、皆さんぜひ応援してください。ありがとうございます。

司会 それでは今日は長丁場ですけれども、皆さんお付き合いいただきありがとうございます。今日はこのような形で、フランスを軸に少し日本の現状を考え直してみる機会になりました。日本財団に助成いただいているフォスタリング・ソーシャルワーク専門職講座についても皆さんに少し知っていただくことができましたと思います。今後もいろいろ発信していこうと思っておりますのでよろしくお願いします。本日はありがとうございます。お三方もありがとうございます。

中村 フォスタリングについての専門講座をやっていることの還元としての企画でした。来年度も募集します。現在そういう任についている方はもちろんそうなのですが、私としては里親さんも来てほしいのです。さらに里子さんも里子経験した人もいいなと思っているのです。まだ里親さんは受講できていませんが、当事者として講師にお招きしています。とりあえず現在はその任についている方々を対象にしています。

当事者の話を講座にずいぶんと入れています。エピソードを紹介します。ひとつは里子さんで実親との関係をどうするかという論点です。私は里親と実親はもっと関係を取るべきだと思います。なぜならばそこには子どもがいるからです。両方を知っている子どもがいます。子どもの決断が尊重されるべきでしょう。子どもから見て里親も実親も自分の親なので、たとえ実親が刑務所に行っても、親と関係をつけたり現実を知ることは大事なことです。勝手に制度が実親との関係をつくるなどというのはおかしいです。その里親さんは実親との関係をつけている方に話をしてもらいました。なぜならば、その里子が親を気にしているから。そうしたら実親さんが里子に「この里親のお母ちゃん、いいで」って言うてくれてるんです。里親はとってもいいお母さんだと里子が言うてくれているんです実親に。そうしたらその実親が、「私もあんたみたいな親が欲しかった」って言ったのです。その実親は刑務所に出入りしているんだけれども、虐待家族に育っているの親に恵まれなかったのです。そうしたら子どもの話を聞いていると、いいなあその里親って。そんなやり取りができるのがいいなと思っているのです。

ですから実親との関係をつけて実親指導をするとかいうのは、とっても理に適ったやり方だなと思います。なぜならば子どもの権利だからです。実親とどう関係をつけるかというのは子どもが決めることなのです。社会や国家が勝手に決めたらいかんと思うのです。今は残念ながらそうになってないです。でも現実はその親たちなのです。というのがとても感銘を受けた当事者の話でした。

もうひとつは、里親・里子が終わると特別養子縁組に切り替わっていくとい

う制度や意向があるわけです。今まで6歳までだったのが引き上げられました。これ私はやっぱり家族主義、血縁的家族主義、疑似血縁的家族主義が日本の中にあるなと思う面があります。そこで特別養子縁組の養子さんの体験を聞く機会を講座でもちました。これは真実告知がうまくいかなかった例なんです。

真実告知がうまくいかなかった例があって、これは私がやっている虐待親のところにも来るんですけども、虐待親のグループになっていま虐待している親なのだけでも、その親が小さいときに里子として育てているのですけれども、これは本当に父親、里父がよくないのですけれども、里子が悪さをするとか非行に走るとか勉強できないというようなことになると、「やっぱりお前は」っていう言葉が出るらしいのです。これは最悪ですよ。最悪です。突然のように、「懲罰のように真実告知」がされるという例に出会いました。これは本当に最悪です。里親教育ができてないからなのです。親とは何かのはき違いです。

こんなことを体験していると、自分でいろんなストレスフルなライフストーリーを描くことになります。ライフストーリーをどう作っていくかということについて、きちんと親への支援ということが、実親、里親両方ないと。それから日本の場合は血縁家族主義がとても強いので、特別養子縁組主義に回収されていくなと思うとすると、その人たちの選択なので自由だと思いますが、やはりライフストーリーワークが重要となります。私の個人的な意見はすべての親は里親であると思います。いつまでも子どもを囲い込むなということだと思います。社会的養育の仕組みは、すべての親は社会的親になっていった方がいいのかなと私は思って、極論風に言っています。変ユニバーサルなテーマがここにあるなと思います。来年度も募集しますのでぜひ応募してください。

附録

ポスターセッション
演題・抄録一覧

公開シンポジウム

「子ども虐待を乗り越える・・・子どもの育ちを支える「社会的養育」の構築
—日本とフランスの多様な家族における育ちの比較研究をとおして—

(2019年度立命館大学人間科学研究所年次総会)

第1部 ポスターセッション 演題一覧

2020/2/4 (火) 12:00-13:30
立命館大学朱雀キャンパス

No.	著者	演題	発表区分
1	大谷 彬矩：立命館グローバル・イノベーション研究機構 山崎 優子：立命館グローバル・イノベーション研究機構	死刑および終身刑に対する市民意識	学会報告済
2	金 成恩：立命館グローバル・イノベーション研究機構	セクシュアルマイノリティに対する大学生の意識と態度	学会報告済
3	山崎 優子：立命館グローバル・イノベーション研究機構	面接者の知識が目撃者に対する質問内容及び供述内容に及ぼす影響	学会報告済
4	芹原 藍：立命館グローバル・イノベーション研究機構 白崎 愛里：関西大学心理学研究科 中西 達也：関西大学心理学研究科 中田 行重：関西大学心理学研究科	初学者はパーソン・センタード・セラピーをどう見ているか	学会報告済
5	廣瀬 翔平：立命館大学総合心理学部 園田 和子：せつつ遊育園 園田 裕紹：とりかいひがし遊育園	遊びの中での子どもの会話—砂遊び場面の観察による検討—	学会報告済
6	鈴木ひかり：立命館大学大学院人間科学研究科 坂口龍也：立命館大学大学院人間科学研究科 藤田佳恵：立命館大学大学院人間科学研究科 大橋佳奈：立命館大学大学院人間科学研究科 荒木美知子：能谷大学社会学部 荒木穂積：立命館大学大学院人間科学研究科 竹内謙彰：立命館大学産業社会学部	自閉症スペクトラム児の多様性と自主性を尊重した療育プログラムの開発 (15) —小学校低学年：参加児の仲間意識を高めるためのスタッフの関わり方と遊びの工夫—	学会報告済
7	上仲晴菜：立命館大学大学院人間科学研究科 朝倉みずき：立命館大学大学院人間科学研究科 井出悠香子：立命館大学大学院人間科学研究科 植木雪音：立命館大学大学院人間科学研究科 井藤和之：立命館大学大学院人間科学研究科 松元佑：立命館大学大学院社会学研究科 荒木穂積：立命館大学大学院人間科学研究科 竹内謙彰：立命館大学産業社会学部	自閉症スペクトラム児の多様性と自主性を尊重した療育プログラムの開発 (16) —小学生：仲間関係を深めるための「役割」を重視したプログラム作成の工夫—	学会報告済
8	巖庭 桃子：立命館大学大学院人間科学研究科 浮田 千紗子：立命館大学大学院人間科学研究科 内田 信之介：立命館大学大学院人間科学研究科 佐藤 友紀：立命館大学大学院人間科学研究科 徐愛：立命館大学大学院人間科学研究科 木村 駿：立命館大学大学院人間科学研究科 高橋 穂波：立命館大学大学院人間科学研究科 高村 希帆：立命館大学大学院人間科学研究科 山内 直哉：立命館大学大学院人間科学研究科 荒木 穂積：立命館大学大学院人間科学研究科 竹内 謙彰：立命館大学産業社会学部	自閉症スペクトラム児の多様性と自主性を尊重した療育プログラムの開発 (17) —中学生・高校生：参加児の自主性を重視した創作活動の工夫—	学会報告済
9	都賀 美有紀：立命館大学総合心理学部	日常における「うっかり忘れ」の事例分類	活動報告
10	山田 早紀：立命館グローバル・イノベーション研究機構 浜田 寿美男：立命館大学衣笠総合研究機構 稲葉 光行：立命館大学政策科学部	2019年度供述鑑定研究会活動報告	活動報告

死刑および終身刑に対する市民意識

Social Awareness of Death Penalty and Life Imprisonment

大谷彬矩¹⁾・山崎優子²⁾

(立命館大学立命館グローバル・イノベーション研究機構¹⁾²⁾)

OTANI, Akinori¹⁾ / YAMASAKI, Yuko²⁾

(Global Innovation Research Organization, Ritsumeikan University¹⁾²⁾)

キーワード: 死刑, 終身刑, 無期懲役, インターネット・リサーチ

内閣府が 2014 年に実施した世論調査では、終身刑が導入されるのであれば、死刑に反対する人が増えることが示された。しかし、この調査では、終身刑が設けられた場合になぜ死刑廃止に変わるのか、という理由の部分については明らかではない。そこで、この点を明らかにすることを目的に調査を実施することにした。

本調査では、大手調査会社に登録している市民 1,030 人（男 515 人、女 515 人）を対象として、インターネット・リサーチを実施した。なお、本調査は「立命館大学研究倫理指針」に則っている。

調査の結果、死刑も終身刑も必要という意見が最も多かった（52.2%）。また、終身刑を導入し、死刑を廃止する方がよいと考える理由の上位には、「終身刑は死刑よりも過酷だと思う」（47.2%）が入るなど、死刑よりも軽いから終身刑を支持しているわけではないことが分かった。また、統計的手法による二次分析では、死刑存置に肯定的な人ほど、終身刑受刑者に対するケアを拒否する傾向が強いことが明らかになった。

※本報告は、2019 年 10 月の法と心理学会での大谷による報告に微細な修正を加え、山崎による二次分析結果を加えたものである。

セクシュアルマイノリティに対する大学生の意識と態度 University Students' Awareness and Attitudes towards Sexual Minority

金 成恩

(立命館大学立命館グローバル・イノベーション研究機構)

KIM, Sungeun

(Ritsumeikan University, Ritsumeikan Global Innovation Research Organization)

キーワード: LGBT、同性婚、多様性の尊重、アウトティング、法教育

目的 本調査の目的は、大学生のセクシュアルマイノリティについての「知識」、「理解」、「受容」、「共感」の実態を明らかにすることである。

方法 2019年7月、京都文教大学臨床心理学部「法学概説(教職課程を考えている学生の履修科目)」の受講生42人(平均18.67歳(SD=0.78))に質問紙を配布し、回答を求めた。なお、調査協力は任意であること、協力の有無、回答内容は、授業評価とは関連しないことを説明した。

結果・考察 本調査の設問をトピックごとにまとめると、①基礎知識と知識の取得、②存在意識、③同性カップルの法的承認、である。①に関しては、「LGBTという言葉」を「知っている」と回答した学生は50%であり、「同性パートナーシップ制度」は20%であった。そのきっかけは、「テレビとインターネット」が最も高かった。「学校の授業」と回答した学生は23%に過ぎず、セクシュアルマイノリティに対する知識を学ぶ機会が少ないことが分かった。②に関しては、「自分の周りには同性愛がない」との回答は67%、「そうかもしれない人がいる」は19%であった。「いる」と回答した14%のうち9.7%はカミングアウトにより、4.3%はアウトティングによりその存在がわかったと回答した。カミングアウトを阻む社会的要素の一つである「言わないとしないことにすると理解してしまう」ことや、アウトティングによる被害の重大性を認識させる教育の必要性が読み取れた。③に関しては、「同性婚」や「同性カップルの子育て」に対し、「受容的」及び「平等的」な態度を強く見せており、性及び家族の多様性に対する開かれた心が読み取れた。本調査では、正しい知識量と平等志向性の関係は示されていないが、正しい知識を持った理解者が増えれば、セクシュアルマイノリティに対する偏見や差別的態度が改善されていくと期待される。

※本報告は、2019年10月の法と心理学会での報告に微細な修正を加えたものである。

面接者の知識が目撃者に対する質問内容や供述内容及び影響

Influence of Interviewer's Knowledge on Witness Interviewing and Witness Statements

山崎優子

(立命館グローバル・イノベーション研究機構)

YAMASAKI, Yuko¹⁾

(Ritsumeikan Global Innovation Research Organization)

キーワード:目撃証言 面接法 対応分析

目的

本研究の目的は、事件に関する面接者の知識が、事件の目撃者に対する聴取方法および聴取内容にどのような影響を及ぼすかを明らかにすることである。

方法

実験概要についての説明を受けた大学生5人(平均21.00歳, $SD=1.22$)と、司法面接の研修を受けた臨床心理士2人が任意に実験に協力した。大学生は窃盗場面を含むビデオを視聴した後、臨床心理士からビデオ内容について聴取された。臨床心理士のビデオ内容についての知識は操作された。

結果と考察

面接者の発話量は被面接者の発話量に影響すること、面接者のビデオ内容の知識は聴取方法や聴取内容に影響を及ぼす可能性が示唆された。

※本報告は、2019年10月の日本心理学会第84回大会での報告に微細な修正を加えたものである。

初学者はパーソン・センタード・セラピーをどう見ているか

How can beginners see Person-Centered-Therapy

斧原藍¹⁾・白崎愛里・中西達也・中田行重²⁾

(立命館グローバル・イノベーション研究機構¹⁾・関西大学心理学研究科²⁾)

ONOHARA, Ai¹⁾ / SHIRASAKI, Airi / NAKANISHI, Tatsuya / NAKATA Yukishige²⁾

(Ritsumeikan Global Innovation Research Organization, Ritsumeikan University¹⁾ / Graduate School of Psychology, Kansai University²⁾)

キーワード: パーソン・センタード・セラピー、中核3条件、初学者、インタビュー

目的: パーソン・センタード・セラピー（以下、PCT）において、中核3条件は技術ではなく態度条件であり本来は内的な体験である、とされている (Bozarth, 1997)。そのような PCT の性質上、セラピストの態度をマニュアル化したり、具体的な面接方法を体系化することは困難である。加えて、現状わが国では PCT の訓練のあり方が十分に確立しているとは言いがたい (中田, 2013)。インタビューを通して初学者の PCT に対するイメージ等を調査し、その教育・訓練および理論への示唆を得ることを目的とする。

方法: 大学院修士2年生6人を対象とし1人約1時間の半構造化面接を実施した。整理方法として、6人分の逐語録を作成した後、語りを切片化し、一行見出しをつけた。3名の評価者で合議の上それらを質問項目ごとにまとめた。本発表では、PCT イメージ、3条件のイメージ、軸とする学派についての3つについて抽出した。なお、本研究発表を行うにあたり、参加者には口頭にて確認し、同意を得ている。

結果と考察: 初学者に、PCT にはクライアント理解の枠組みが乏しいと思われる可能性、中核3条件の内的体験という側面が軽視されている可能性、一般的な傾聴と PCT のそれが混同されている可能性、PCT の tribe 間の違いが結果に影響している可能性、が示唆された。

※本報告は、2014年の日本心理臨床学会での報告に微細な修正を加えたものである。

遊びの中での子どもの会話-砂遊び場面の観察による検討-

Conversation between young children: Observation of playing with sand

廣瀬 翔平¹⁾・園田 和子²⁾・園田 裕紹³⁾

(立命館大学総合心理学部¹⁾・せつつ遊育園²⁾・とりかいひがし遊育園³⁾)

HIROSE, Shohei¹⁾ / SONODA Kazuko²⁾ / SONODA, Hiroaki³⁾

(College of Comprehensive Psychology, Ritsumeikan University¹⁾ / SetsuYuikuen²⁾ /
TorikaihigashiYuikuen³⁾)

キーワード: 会話, 砂遊び, 幼児

幼児がよく行う外遊びの1つとして砂遊びがある。砂遊びは、砂場や園庭の様々な場所でみられ、よく遊ぶ幼児数名が集まって行なっていることが多いため、コミュニケーションが起りやすい場面の1つである。本研究では、砂遊びの観察から、幼児のコミュニケーションの様相を検討する。

1つの認定こども園の3～5歳児クラスの幼児を対象に、20xx年の4月～8月、翌年5月～9月の間に週1回程度の非参与観察を行なった。砂遊び事例は、自由遊び時間中にビデオで記録した13事例であった。なお、本研究は、研究の目的と方法、データの取り扱いなどについて、園長会と保育士全体への研究説明、保護者会での承諾を得た上で実施された。

観察の結果、遊びに関係ない会話の内容は、家での出来事や知っている事象、自分がこれまでにやったことのある事象、についてであった。さらにそういった話題に関係する自分自身の意見・体験を話すことで会話が展開する場面が観察された。砂遊びは、幼児の会話による交流や自己表現の場として機能すると考えられる。

なお、本報告は、2019年10月の日本子ども学会での報告に微細な修正を加えたものである。

自閉症スペクトラム児の多様性と自主性を尊重した療育プログラムの開発 (15)
—小学校低学年：参加児の仲間意識を高めるためのスタッフの関わり方と遊びの工夫—
The Program Development of the Care and Education with Diversity and Independence for Children with
Autism Spectrum Disorder (15)

鈴木ひかり¹⁾・坂口龍也¹⁾・藤田佳恵¹⁾・大橋佳奈¹⁾・荒木美知子²⁾・荒木穂積¹⁾・竹内謙彰³⁾

(立命館大学大学院人間科学研究科¹⁾・龍谷大学社会学部²⁾・立命館大学産業社会学部³⁾)

SUZUKI, Hikari¹⁾ / SAKAGUCHI, Ryuya¹⁾ / FUJITA, Yoshie¹⁾ / OHASHI, Kana¹⁾ / ARAKI, Michiko²⁾

/ ARAKI, Hozumi¹⁾ / TAKEUCHI, Yosiaki³⁾

(Graduate School of Human Sciences, Ritsumeikan University¹⁾ / College of Social Sciences, Ryukoku
University²⁾ / College of Social Sciences, Ritsumeikan University³⁾)

キーワード: 仲間意識 グループの凝集性 療育プログラム

本研究では、スタッフの関わり方と遊びの工夫が、参加児の仲間意識をどのように高めるのかについて分析・検討した。また、参加児同士の関わりについても分析・検討を加えた。

研究期間は2018年4月から2019年4月、対象児は療育プログラムに参加した6名(女児4名、男児2名)であった。本研究は、立命館大学の研究倫理の指針に基づいて進められた。

参加児の発話と行動について行動描写法を用いて分析を行った結果、スタッフが状況を言語化することにより、他児の作品や言動に対する注意が向くことが示された。モノを媒介したり共有したりすることで協力関係や一体感が生まれた。これらによって参加児の他児への関心が高まり、参加児同士の関わりが促進されることが示唆された。また、活動の中で不在のメンバーや、一時的に姿の見えなくなったメンバーを意識する様子が見られるようになり、メンバーへの仲間意識、グループの凝集性が高まっていると考えられた。

本報告は、2019年9月1日の日本自閉症スペクトラム学会第18回研究大会(於:明治学院大学)での報告に修正を加えたものである。

自閉症スペクトラム児の多様性と自主性を尊重した療育プログラムの開発(16)
—小学生：仲間関係を深めるための「役割」を重視したプログラム作成の工夫—
The Program Development of the Care and Education with Diversity and Independence for Children with
Autism Spectrum Disorder (16)

上仲晴菜¹・朝倉みずき¹・井出悠香子¹・植木雪音¹・井篠和之²・松元佑³・荒木穂積¹・竹内謙彰⁴
 (¹立命館大学人間科学研究科・²立命館大学人間科学研究所・³立命館大学社会学研究科・⁴立命館大学
 産業社会学部)

KAMINAKA, Haruna¹ / ASAKURA, Mizuki¹ / IDE, Yukako¹ / UEKI, Yukine¹
 / IZASA, Kazuyuki² / MATSUMOTO, Yuu³ / ARAKI, Hozumi¹ / TAKEUCHI, Yoshiaki⁴ /
 (Graduate School of Human Science, Ritsumeikan University¹) / Institute of Human Sciences, Ritsumeikan
 University²) / Graduate School of Sociology, Ritsumeikan University³) / Graduate School of Social Sciences,
 Ritsumeikan University⁴)

キーワード: 役割・仲間関係・療育プログラム

本研究では、プログラムにおけるストーリー性、役割の有無に着目し、参加児同士の関わり合いや、参加児の自主的なプログラムへの参加にどのような変化がみられたかを検討することを目的とした。研究期間は、2018年4月から2019年4月の1年間。対象児は、療育プログラムに参加した6名。参与観察を行った。なお、本研究は、立命館大学の研究倫理の指針に基づいて進められた。

活動内容の映像データを基に参加児の会話や様子を分析した結果、プログラムにストーリー性を持たせ、個人やグループごとに役割を与えることで、役割を通じた会話や関わり合い、集団に入りにくい参加児も協力する様子が見られた。一方で役割のみでストーリー性のない活動では、参加児同士の関わり合いはあまり見られなかった。このことから、役割を与えることでプログラムのストーリー性が深まり、参加児がよりプログラムの内容に入り込み、参加児同士のコミュニケーションも促進することが示唆された。今後の活動では、ストーリー性、役割を取り入れた療育プログラムを考える必要があるのではないだろうか。

なお、本報告は、2019年9月1日の日本自閉症スペクトラム学会第18回研究大会（於：明治学院大学）での報告に修正を加えたものである。

自閉症スペクトラム児の多様性と自主性を尊重した療育プログラムの開発(17)**— 中学生・高校生：参加児の自主性を重視した創作活動の工夫—****The Program Development of the Care and Education with
Diversity and Independence for Children with Autism
Spectrum Disorder (17)**養庭桃子¹・浮田千紗子¹・内田信之介¹・佐藤友紀¹・徐曼¹・木村駿¹・高橋穂波¹・高村希帆¹
・山内直哉¹・荒木穂積¹・竹内謙彰²(¹立命館大学大学院人間科学研究科・²立命館大学産業社会学部)AIBA, Momoko/ UKITA, Chisako/ Uchida, Shinnosuke/ SATO, Yuki/ XU, Man/ KIMURA, Shun/
TAKAHASHI, Honami/ TKAMURA, Kiho/ YAMAUCHI, Naoya/ ARAKI, Hozumi/ TAKEUCHI, Yoshiaki/
(¹Graduate School of Human Science, Ritsumeikan University / ²College of Social Sciences, Ritsumeikan
University)

キーワード： 自主性・創作活動・療育プログラム

本発表では、中学生・高校生期を対象にした自閉症スペクトラム児の多様性と自主性を尊重した療育プログラムの開発とその活動について報告を行う。本研究は、参加児の自主性を高めることを目的としたプログラム作成をめざしたものである。

分析の対象とした期間は、2018年4月から2019年4月の1年間である。療育プログラムへの参加児は2名であった。これまで勝敗のある遊びへの取り組みの際に意図してルールを乱す傾向のあった参加児1名に対して、評価基準の曖昧なデカルコマニー等の創作的遊びを取り入れ、プログラムへの参加意欲の変化を参加観察法によって検討した。参加児の様子(写真・ビデオなどの映像データ)、スタッフの振り返りによる記録を分析した結果、興味を持って取り組める創作活動を導入することで、プログラムへの参加意欲を高めることがわかった。

本研究は、2019年9月1日の日本自閉症スペクトラム学会第18回研究大会(於：明治学院大学)での報告に修正を加えたものである。また、本研究は立命館大学の研究倫理の指針に基づいて進められた。

日常における「うっかり忘れ」の事例分類

Case classification of everyday inadvertently forgotten : Memory of lapse with cued/spontaneous retrieval

都賀美有紀

(立命館大学総合心理学部)

TOGA, Miyuki

(College of Comprehensive of Psychology, Ritsumeikan University)

キーワード: うっかり忘れ, 忘却, ヒューマンエラー

「しまった、薬を飲み忘れた」「お弁当、玄関に置いてきてしまった」と後になってふと自身のし忘れを正しく思い出すことがある。これをうっかり忘れという。薬の飲み忘れは展望的記憶の失敗とされ(山中, 2006)、し忘れはお弁当を玄関に置いて靴を履いたなど、同時に複数の作業をすることで注意が分散してしまったと考えられ、ワーキングメモリの処理資源の問題(学阪, 2014)として解釈できる。しかしながら、「引越し後に前の家に帰った」などといった事例は展望的記憶やワーキングメモリなどこれまでの説明では解釈しきれない。

そこで、大学生を対象に、忘れていたが後で思い出した自身の出来事の詳細な自由記述を求め、2212件の事例を収集し、梅本・大山・岡本・高橋(2014)の忘却についての分類項目に従って分類を行った。当てはまらない事例があったことから、「今日の日時などの基本的な情報に見合った知識の想起の低下」や「日々の習慣化した行動の忘却」など新たなカテゴリが必要と考えられる。これを踏まえて、うっかり忘れの日常の頻度を測定する質問紙を作成し、因子分析を行い、下位分類の特定と背景因子の検討をする。また、1ヶ月間に発生した実際のうっかり忘れの事例を報告する日誌法による研究を行なっている。実際の発生事例は自由記述および質問紙の分類に沿って分ける。本研究は立命館大学人を対象とする研究倫理審査委員会の承認を受けた(自由記述による事例収集: 衣笠-人-2018-63, 質問紙作成の試みおよび日誌法による事例収集: 衣笠-人-2019-67)。

2019 年度供述鑑定研究会活動報告

Report of Statement Analysis Study Group on Its Activities in 2019

山田早紀¹⁾・浜田寿美男²⁾・稲葉光行³⁾

(立命館大学立命館グローバル・イノベーション研究機構¹⁾・立命館大学衣笠総合研究機構²⁾・立命館大学政策科学部³⁾)

YAMADA, Saki¹⁾/HAMADA, Sumio²⁾/INABA, Mitsuyuki²⁾

(Ritsumeikan Global Innovation Research Organization, Ritsumeikan University¹⁾/The Kinugasa Research Organization, Ritsumeikan University²⁾/College of Policy Science, Ritsumeikan University³⁾)

キーワード: 供述分析, 刑事裁判, 鑑定

2003年滋賀県の病院に入院中だった男性患者の人工呼吸器のチューブを外して死亡させたとして、2007年元看護助手の女性の殺人罪が最高裁で確定した。女性は服役中から再審（裁判のやり直し）を求め、2019年3月、再審開始決定が確定した。この事件で女性は、「取調官の期待に応えるために虚偽の自白をした」と証言していた。こうした虚偽の自白によって生み出される誤判・冤罪は多く発生しており、虚偽の自白に関する供述鑑定が一部で実施されてきた。また2016年、適切な取調べの実施を目指して刑事訴訟法等改正が行われ、一部事件で被疑者取調べ録音・録画制度が導入された。これまで扱われて来なかった取調べの映像についても供述鑑定で扱うことになるため、分析方法など検討が必要である。

供述鑑定研究会は、実務家、研究者らが協働した研究を実施することで、あらたな時代の供述鑑定の在り方について検討することを目指している。これまで本研究会では、実際の事例に基づき、供述鑑定について検証を行ってきた。今回の報告では、本研究会の活動として、(1) 隔月で開催した研究会の概要と(2) 個別事例検討の一部について紹介する。

インクルーシブ社会研究 20
Studies for Inclusive Society 20

子ども虐待を乗り越える・・・子どもの育ちを支える「社会的養育」の構築
—日本とフランスの多様な家族における育ちの比較研究をととして—

編集担当：中村 正
Editor: NAKAMURA Tadashi

人間科学研究所 臨床社会学プロジェクト

発行	立命館大学人間科学研究所 http://www.ritsumeihuman.com/ 〒603-8577 京都市北区等持院北町56-1 TEL (075) 465-8358 FAX (075) 465-8245
印刷	株式会社 田中プリント 〒600-8047 京都市下京区松原通麴屋町東入 TEL (075) 343-0006 FAX (075) 341-4476

